

# いずみさの あいあいプラン

第4次泉佐野市障害者計画（中間見直し）

第7期泉佐野市障害福祉計画

第3期泉佐野市障害児福祉計画

**【計画素案】**

令和6年2月

泉佐野市

# 目次

第1章 計画の策定・推進・進行管理体制.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障害のある人に関する政策動向.....	2
3 計画の位置付けについて.....	3
4 計画の目標時期について.....	5
5 計画の策定体制.....	6
6 計画が実効性を持つために.....	7
第2章 障害のある人の状況等.....	11
1 泉佐野市における障害のある人の数.....	11
2 ニーズ調査の結果概要について.....	17
第3章 計画の基本的考え方.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 各分野に共通する横断的視点.....	31
4 最重点課題.....	33
5 施策の体系.....	36
6 障害のある人の自立と社会参加のために私たちが何をすべきか.....	39
第4章 施策の展開.....	42
基本目標1 障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます....	42
基本目標2 ライフステージを通じて切れ目のない支援体制を構築します.....	57
基本目標3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます.....	79
第5章 第7期障害福祉計画.....	91
1 成果目標.....	91
2 障害福祉サービスの見込量.....	98
3 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	107
第6章 第3期障害児福祉計画.....	111
1 成果目標.....	111
2 障害児福祉サービスの見込量.....	114
3 子ども・子育て支援事業計画との連携.....	115
資料編.....	116

# 第 1 章 計画の策定・推進・進行管理体制

## 1 計画策定の趣旨

泉佐野市（以下、「本市」といいます。）では、令和 3（2021）年 3 月に「第 4 次泉佐野市障害者計画」「第 6 期泉佐野市障害福祉計画」「第 2 期泉佐野市障害児福祉計画」からなる「いずみさのあいあいプラン」を策定し、福祉をはじめ、教育や就労、生活支援など、様々な障害福祉施策を総合的に推進してきました。

この間、国においては、令和 3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の成立や令和 4（2022）年の「障害者総合支援法」の改正など、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められてきたところです。

また、令和 5（2023）年度より「障害者基本計画（第 5 次）」が国において定められ、共生社会の実現に向けた当事者の社会参画促進を基本理念として、新型コロナウイルス感染症への対応や S D G s の考え方に基づいた施策の推進が新たに位置づけられています。

一方で、令和 4（2022）年には、平成 26（2014）年にわが国で批准された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づいた施策の推進について国連の権利委員会による審査が行われました。医療機関や施設に入院・入所している障害者が地域で自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システムの推進などについて改善を勧告されたことから、障害者が自分らしく暮らすことのできる権利を保障するための取組を一層強化していくことが求められています。

このたび、「いずみさのあいあいプラン」を構成する 3 計画のうち、「第 4 次泉佐野市障害者計画」が中間年を迎えるとともに、「第 6 期泉佐野市障害福祉計画」「第 2 期泉佐野市障害児福祉計画」がともに令和 5（2023）年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障害者及びその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、「第 4 次泉佐野市障害者計画」の見直し及び「第 7 期泉佐野市障害福祉計画」「第 3 期泉佐野市障害児福祉計画」の改訂を行いました。

## 2 障害のある人に関する政策動向

### ○医療的ケア児支援法の施行【令和3（2021）年9月施行】

令和3（2021）年に成立・施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的として、国や地方公共団体、保育施設や学校の責務が明記されました。国や地方公共団体では医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援や医療的ケア児及び家族の日常生活における支援等、保育施設や学校では医療的ケア児を受け入れるための看護師等の配置等が求められています。

### ○国連による障害者権利条約批准に関する勧告【令和4（2022）年9月】

国連障害者権利委員会が令和4（2022）年9月に公表した「日本の報告に関する総括所見」は、障害者権利条約に基づいた日本の施策実施状況についての是正を求める勧告についてまとめられています。特に強調されているのは第19条「自立した生活および地域生活への包容」と、第24条「教育」に関する勧告で、第19条では障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないことから「脱施設化」が必要であると同時に、精神科病院の強制入院を障害に基づく差別であるとし、自由を奪っている法令の廃止について勧告されました。また、第24条に関しては、障害のある子のなかに、通常の学級で学べない子がいることを問題視しており、分離された特別支援教育の中止に向け、障害のある子もいない子も共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する、国の行動計画を作ることが勧告されました。

上記以外にも様々な勧告が示されており、障害者の権利を守るために、引き続き様々な取り組みの充実強化が必要となっています。

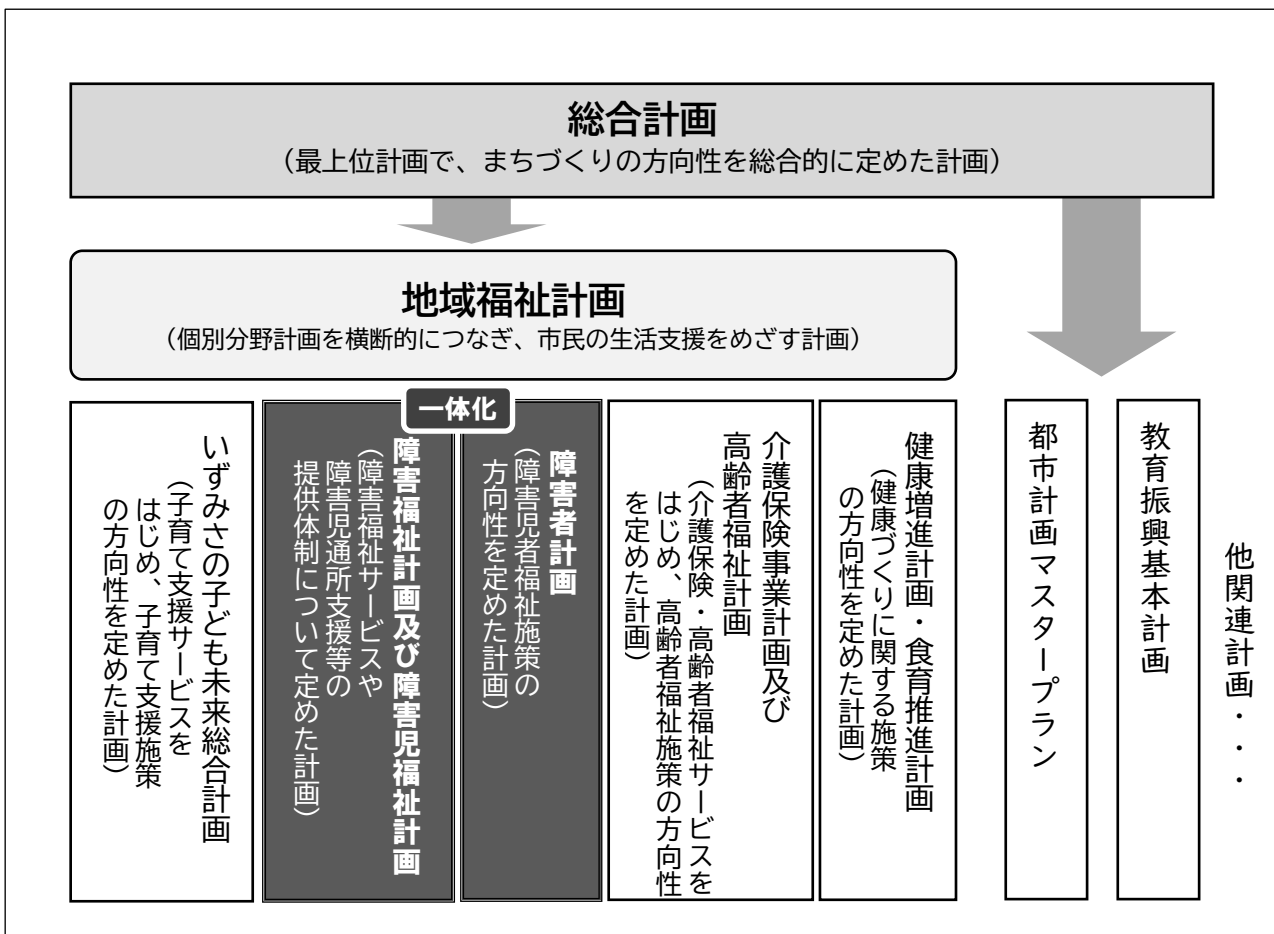
### ○内閣府第5次障害者基本計画の策定【令和5（2023）年度～令和9（2027）年度】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念とし、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応や、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）といった社会情勢を踏まえつつ、分野横断的な視点として、共生社会の実現に資する取組の推進や当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援や障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進などが位置付けられています。

### 3 計画の位置付けについて

- 障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づくものであり、長期的な視野から、障害者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。また、市民が行う障害のある人に対する支援活動や本市の障害者施策に関するガイドラインにもなるものです。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針□に則して、3 年間の障害福祉サービスの見込量等を示すものです。また、大阪府障害福祉計画との整合を図りながら、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業□などに関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。
- 障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に則して、3 年間の障害児支援の提供体制の整備等を示すものです。また、大阪府障害児福祉計画との整合を図りながら、障害児通所支援及び障害児相談支援□などに関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。
- 「第 4 次泉佐野市障害者計画」は、「第 7 期泉佐野市障害福祉計画」及び「第 3 期泉佐野市障害児福祉計画」（以下、「第 7 期泉佐野市障害福祉計画等」という。）を含み、一体的に記述しています。なお、障害福祉計画のうち、障害福祉サービスの見込量等については第 5 章に、障害児福祉計画のうち、障害児支援の提供体制の整備等については、第 6 章に該当部分をまとめて掲載しています。
- 本計画は、「第 5 次泉佐野市総合計画」、泉佐野市の福祉上位計画である「第 3 次泉佐野市地域福祉計画」のほか、「泉佐野市第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「いずみさの子ども未来総合計画」、「第 2 次泉佐野市健康増進計画・食育推進計画」等の福祉関連計画、「泉佐野市都市計画マスタープラン」、「泉佐野市教育振興基本計画」等の関係計画などとの連携・調和を図り、策定します。

《本市の他の計画との関連》



#### 4 計画の目標時期について

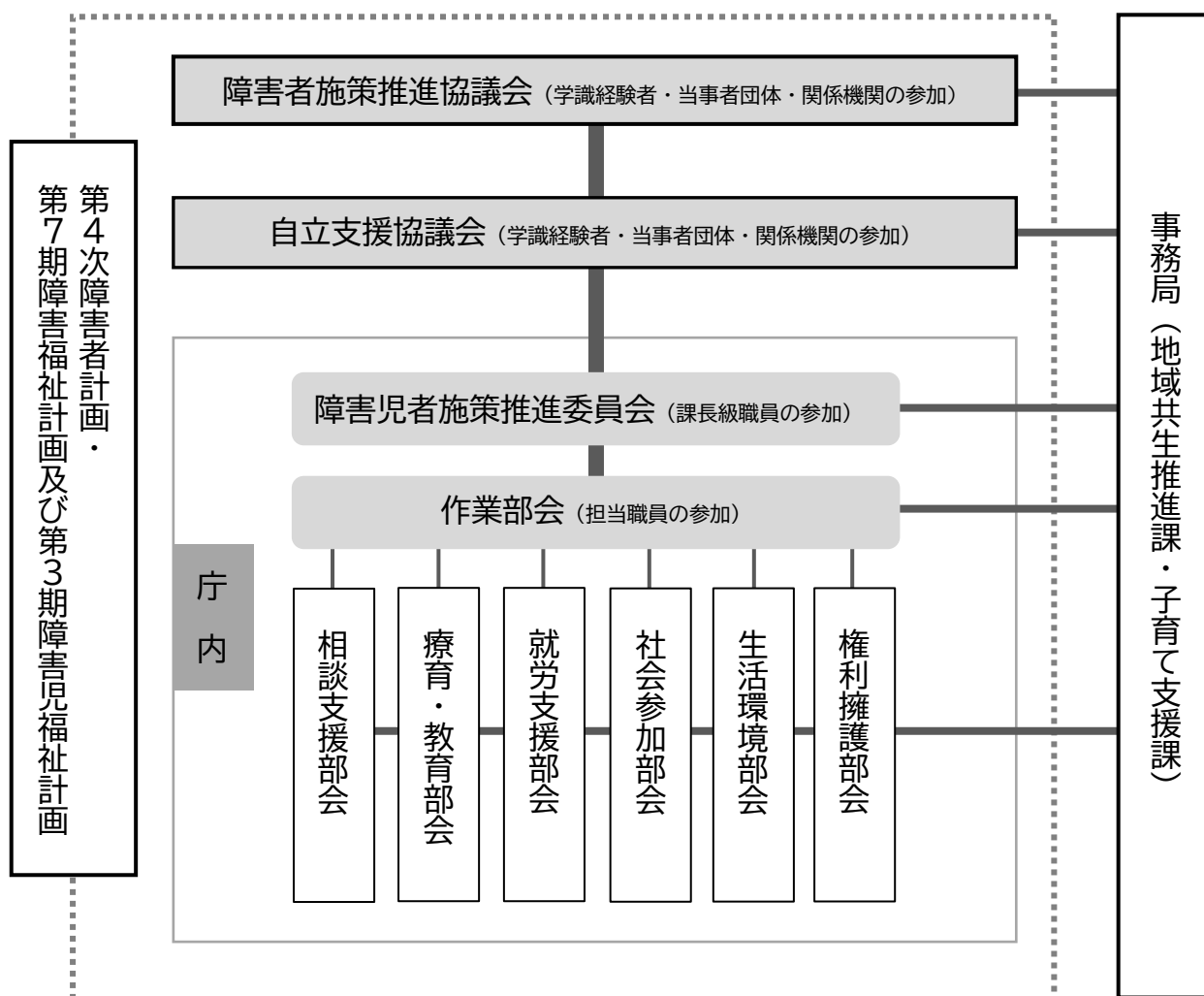
- 第4次泉佐野市障害者計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間となっており、計画中間年度にあたる令和5（2023）年度に目標数値や施策の中間見直しを行うものとします。
- 第7期泉佐野市障害福祉計画及び第3期泉佐野市障害児福祉計画は、国の基本指針で3年を1期として策定することとなっており、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画とします。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
国	障害者基本計画（第5次）					（仮） 第6次
~~~~~						
大阪府	第5次障がい者計画				次期計画	
	第6期	第7期障がい福祉計画			（仮）第8期	
	第2期	第3期障がい児福祉計画			（仮）第4期	
	前期 基本計画	第5次泉佐野市総合計画（後期基本計画）				
~~~~~						
泉佐野市	第3次地域福祉計画				次期計画	
	第4次障害者計画【本計画】				次期計画	
	第6期	第7期障害福祉計画【本計画】			（仮）第8期	
	第2期	第3期障害児福祉計画【本計画】			（仮）第4期	

## 5 計画の策定体制

- 障害者基本法及び障害者総合支援法において、計画策定の際は、障害のある人をはじめその他の関係者の意見を反映することが望まれています。
- 本市においては、庁内の関係各課による障害児者施策推進委員会、分野別の6部会構成による庁内作業部会、また、障害福祉に関わりの深い団体や関係機関の代表者による障害者施策推進協議会及び自立支援協議会を開催し協議いただくとともに、パブリックコメントを実施し、市民から提出された幅広いご意見を計画に反映しました。

### 《本計画の策定体制》





## 6 計画が実効性を持つために

### (1) 成果目標及び活動指標の設定

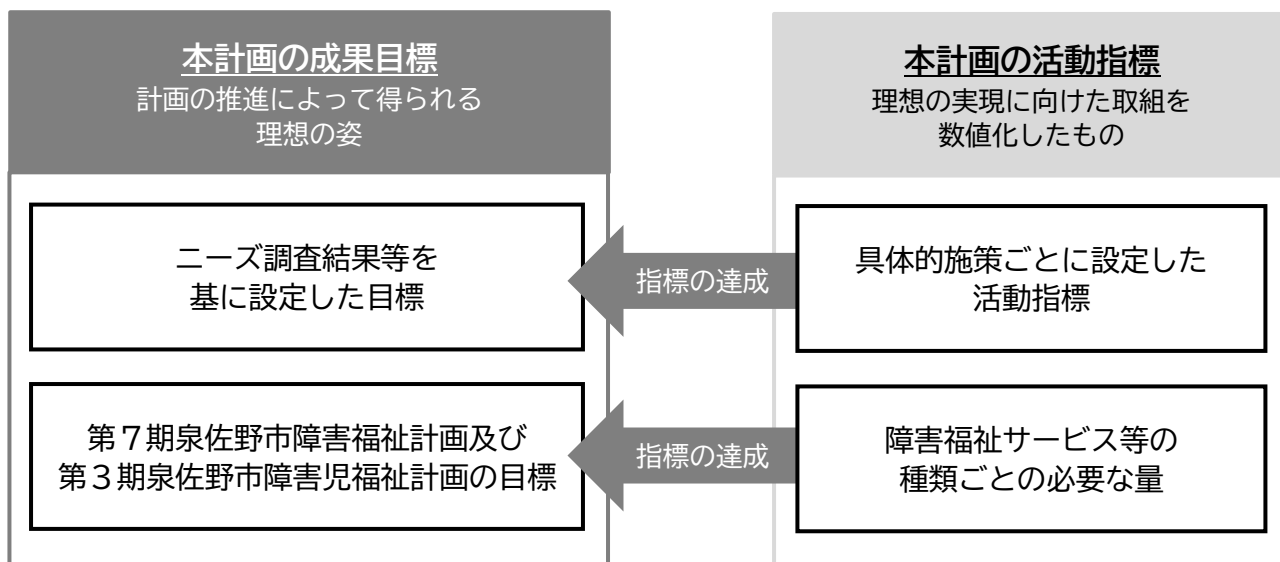
本計画は、障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定しています。そのため、ニーズ調査から把握した当事者の障害者施策への満足度や市民の意識の変化度などの成果目標に加え、国の基本指針に基づき第7期泉佐野市障害福祉計画等の成果目標を設定し、共生社会の理念の実現に向けて計画の進捗を点検・評価します。

この成果目標は、ニーズ調査等の結果を基に8つの分野ごとに設定します。それぞれの分野における具体的施策を、他の分野の施策と連携しながら、総合的に実施することにより、本市全体で達成をめざす水準です。

また、成果目標を達成するために取り組む活動指標を具体的施策ごとに設定します。活動指標の達成にあたり、市行政以外の関係機関・団体等が密接に関わる場合は、関係機関・団体等への働きかけを行い、目標の達成をめざします。

第7期泉佐野市障害福祉計画等では、国の基本指針に基づき、令和8（2026）年度を目標年度として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。この成果目標を達成するため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その必要な量の確保のための方策を示すことで、第7期泉佐野市障害福祉計画等の目標の実現を図ります。

#### 《成果目標と活動指標のイメージ》



《 第 4 次泉佐野市障害者計画の成果目標 》

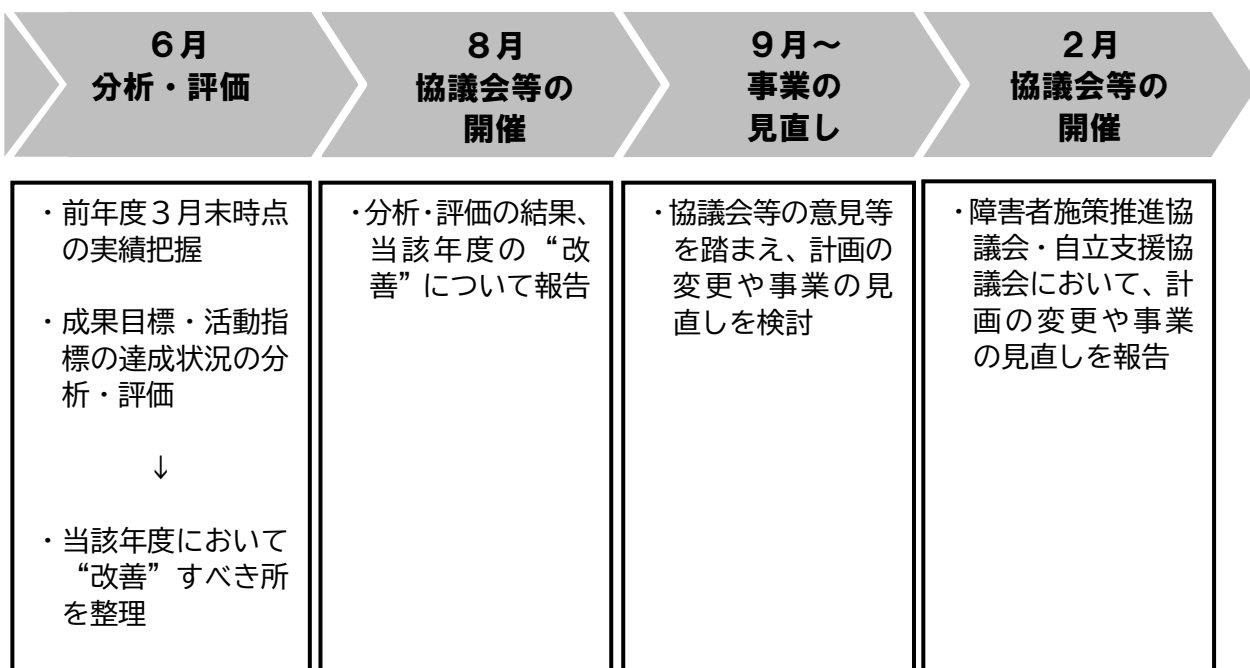
分野	成果目標
(1)相談支援・ネットワークの構築	①相談支援体制についての当事者の満足度
(2)差別の解消及び権利擁護の推進	①日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じることがないという当事者の割合
	②権利擁護支援体制についての当事者の満足度
(3)余暇活動・生涯学習活動	①スポーツ・サークル・文化活動の推進施策についての当事者の満足度
	②障害のある子どもの図書館の利用率
	③障害のある子どもの体育館の利用率
(4)療育・教育	①障害の特性に応じたこども園・保育園での保育内容・小・中学校での教育内容についての満足度
	②通っている学校生活での問題点について「特にない」と答えた割合
	③休日や放課後等の主な過ごし方について「特にない」と答えた割合
(5)雇用・就労支援	①就労支援体制への当事者の満足度
(6)生活支援	①保健・医療・福祉サービスについての当事者の満足度
(7)生活環境	①道路、公園、緑地、公共建築物などのバリアフリー※・ユニバーサルデザイン※化の推進についての当事者の満足度
(8)安全・安心	①防災・防犯対策の充実についての当事者の満足度

## (2) PDCAサイクルによる効果検証

○大阪府では、成果目標と活動指標については年1回、その進捗状況の分析・評価を行い、必要な対応を行うこととしています。

○本市では、毎年度、成果目標及び活動指標の数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価・改善し、大阪府のスケジュールにあわせて進捗状況の分析・評価を行うこととします。また、必要があると認めるときには、本計画の変更や事業の見直し等について検討することとします。

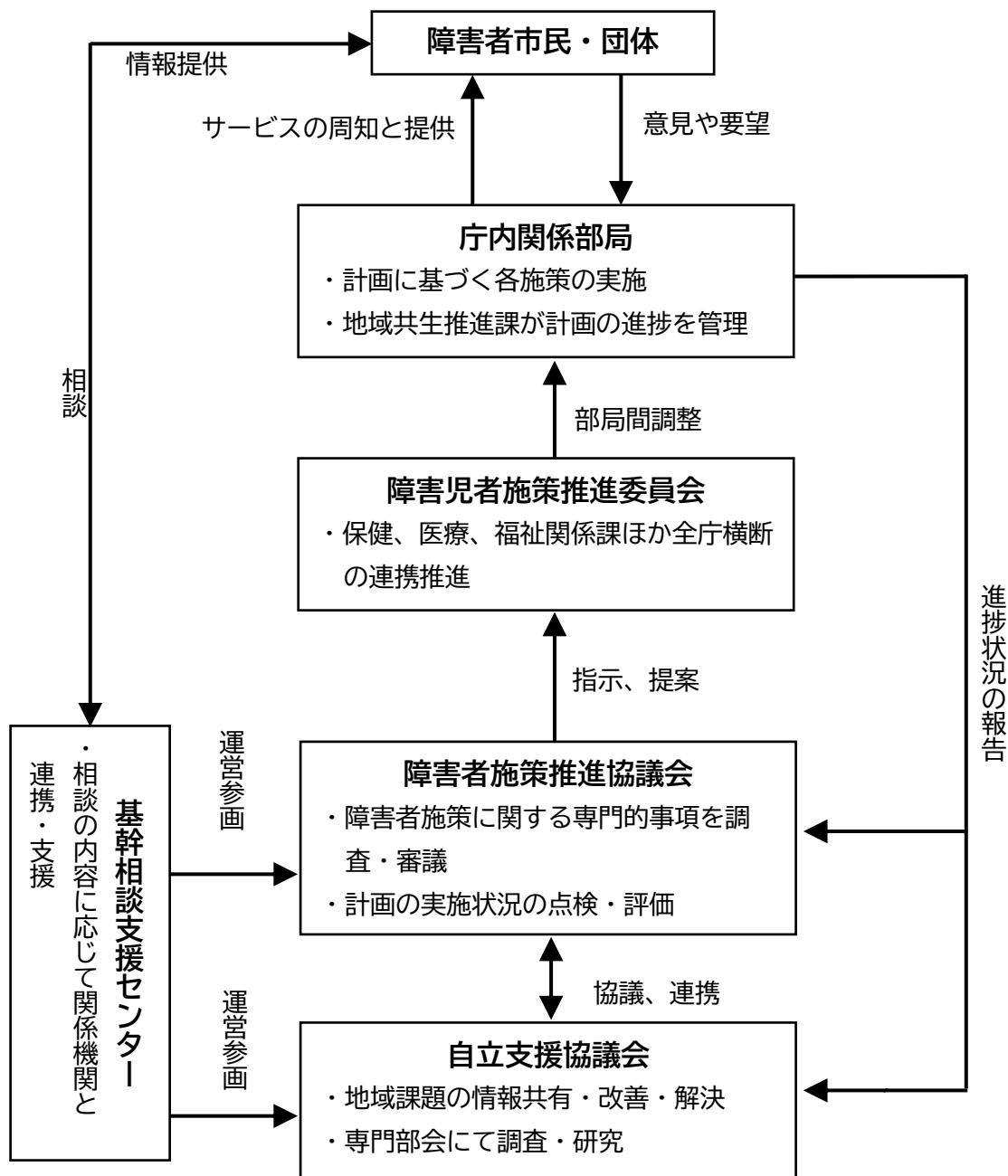
### 《PDCAサイクルに基づく1年間の具体的取組》



### (3) 計画の推進・管理体制

○計画を着実に進めていくためには、地域住民をはじめとした関係主体のパートナーシップが必要です。本市では、具体的な施策の実施にあたり、障害児者施策推進委員会が調整役となって、市内の各関係部局が協力する体制を取っています。また、障害のある人やその家族等の意見及び要望を把握し、それらを施策の改善へと確実に落とし込んでいくために、障害者施策推進協議会及び自立支援協議会が中心となった進行管理体制を整備しています。

#### 《計画の推進・管理体制》



## 第2章 障害のある人の状況等

### 1 泉佐野市における障害のある人の数

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

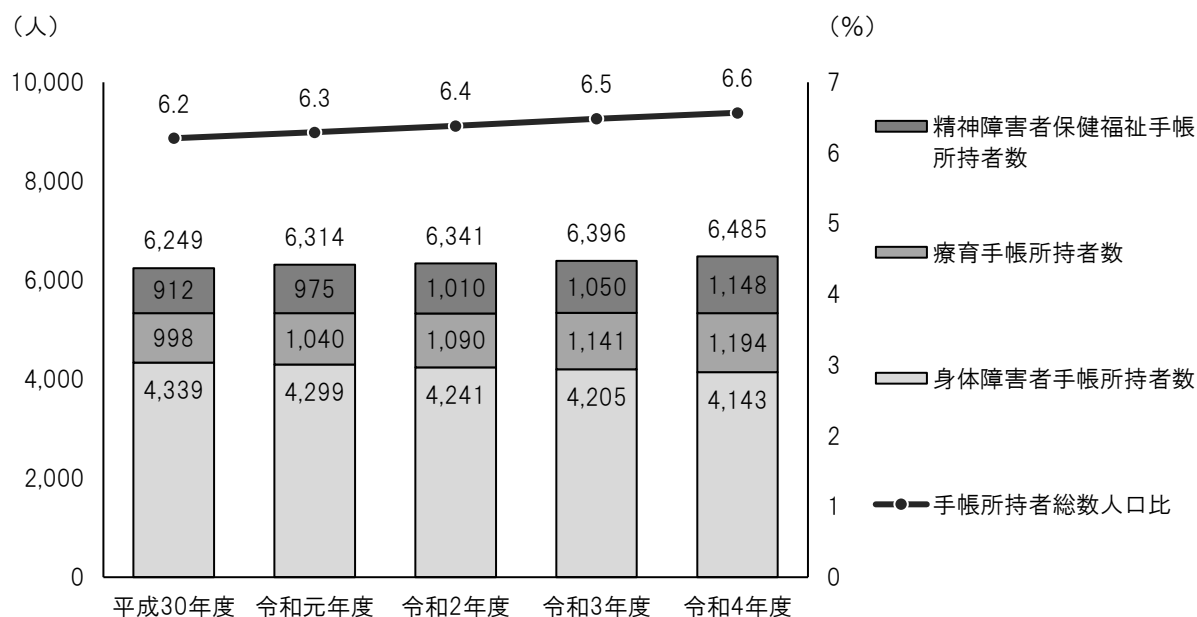
○各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は平成30（2018）年度以降減少が続いています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳については、令和4（2022）年度は平成27（2015）年度の1.3倍となっており、他の手帳に比べ、大きく増加しています。

○手帳所持者数の総数は増加しており、総人口は減少傾向にあることから、人口比（総人口に占める手帳所持者の割合）は増加傾向となっています。

単位：人、%

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		総数		総人口	人口比
	所持者数	前年比	所持者数	前年比	所持者数	前年比	所持者数	前年比		
平成30年度	4,339	99.0	998	104.8	912	106.9	6,249	101.0	100,596	6.2
令和元年度	4,299	99.1	1,040	104.2	975	106.9	6,314	101.0	100,287	6.3
令和2年度	4,241	98.7	1,090	104.8	1,010	103.6	6,341	100.4	99,316	6.4
令和3年度	4,205	99.2	1,141	104.7	1,050	104.0	6,396	100.9	98,607	6.5
令和4年度	4,143	98.5	1,194	104.6	1,148	109.3	6,485	101.4	98,687	6.6

※18歳未満を含む、人口は各年度末時点



資料：泉佐野市地域共生推進課

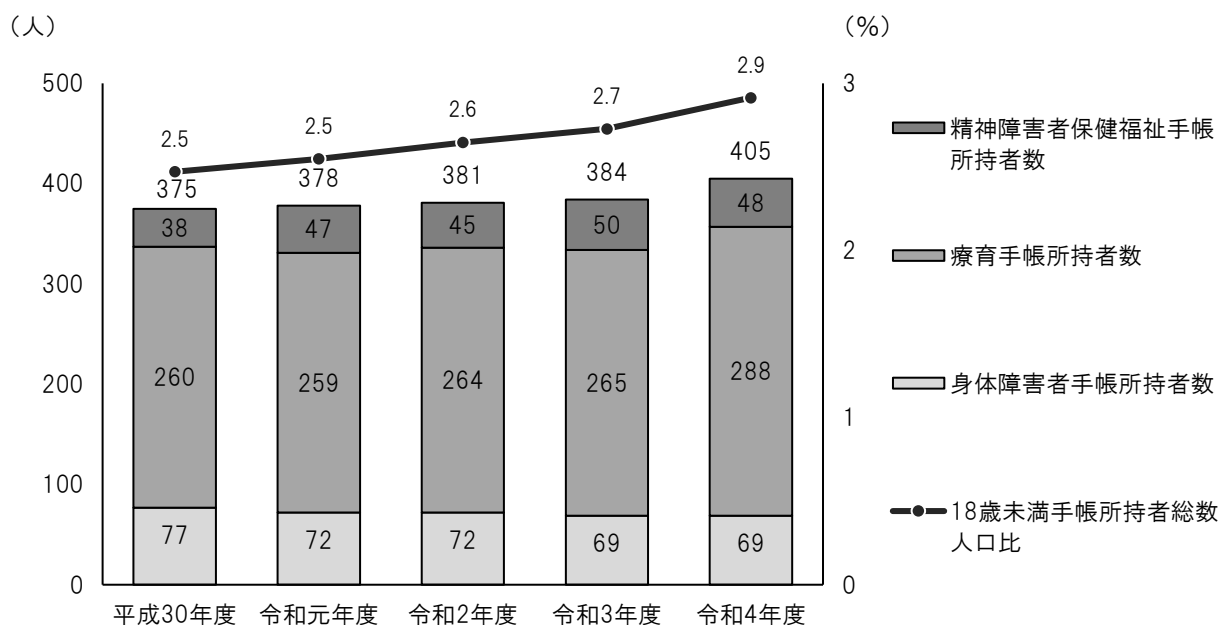
## (2) 障害児の推移

○18歳未満の各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は平成30(2018)年度以降は継続して減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の5年のうち、4年で前年比2割以上の増加となっており、増加が続いています。

○本市の18歳未満人口が減少している一方で、18歳未満の障害者手帳所持者数の総数は増加しており、18歳未満人口比(18歳未満の人口に占める障害者手帳所持者の割合)は増加傾向となっています。

単位：人、%

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		総数		総人口	人口比
	所持者数	前年比	所持者数	前年比	所持者数	前年比	所持者数	前年比		
平成30年度	77	89.5	260	100.4	38	122.6	375	99.7	15,173	2.5
令和元年度	72	93.5	259	99.6	47	123.7	378	100.8	14,836	2.5
令和2年度	72	100.0	264	101.9	45	95.7	381	100.8	14,397	2.6
令和3年度	69	95.8	265	100.4	50	111.1	384	100.8	14,077	2.7
令和4年度	69	100.0	288	108.7	48	96.0	405	105.5	13,900	2.9



### (3) 身体障害者手帳所持者数の推移

○等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、6級はほぼ横ばい、1級、5級は増加、2～4級は減少傾向となっています。

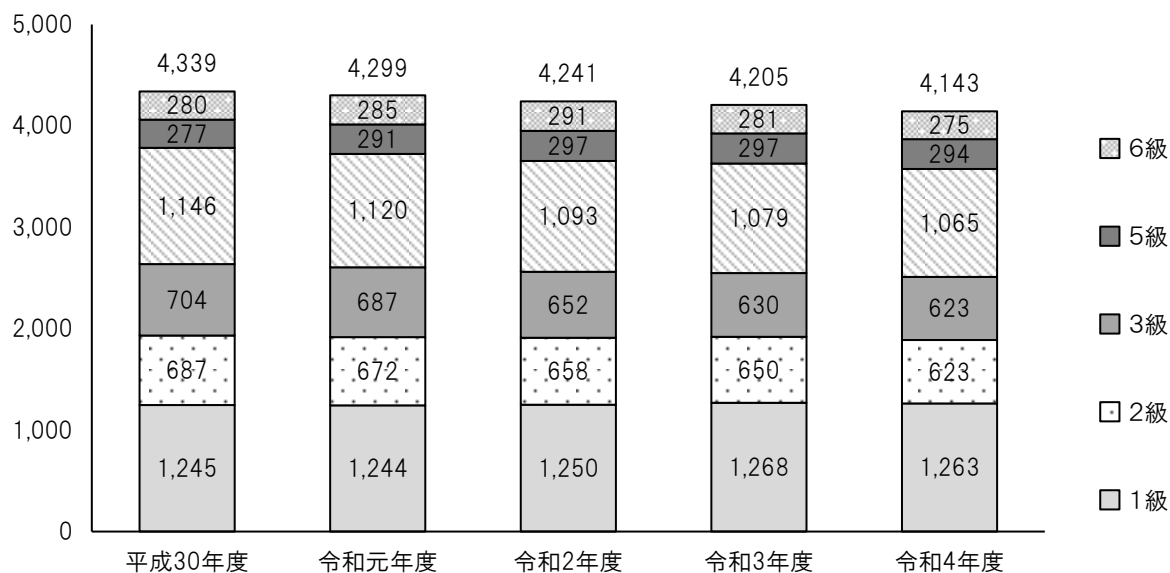
○障害の部位別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「聴覚・平衡機能障害」はほぼ横ばい、「内部障害」は増加傾向、「視覚障害」、「音声・言語障害」、「肢体不自由」は減少傾向となっています。

#### 《等級別身体障害者手帳所持者数》

単位：人、%

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		総数
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	
平成30年度	1,245	28.7	687	15.8	704	16.2	1,146	26.4	277	6.4	280	6.5	4,339
令和元年度	1,244	28.9	672	15.6	687	16.0	1,120	26.1	291	6.8	285	6.6	4,299
令和2年度	1,250	29.5	658	15.5	652	15.4	1,093	25.8	297	7.0	291	6.9	4,241
令和3年度	1,268	30.2	650	15.5	630	15.0	1,079	25.7	297	7.1	281	6.7	4,205
令和4年度	1,263	30.5	623	15.0	623	15.0	1,065	25.7	294	7.1	275	6.6	4,143

(人)

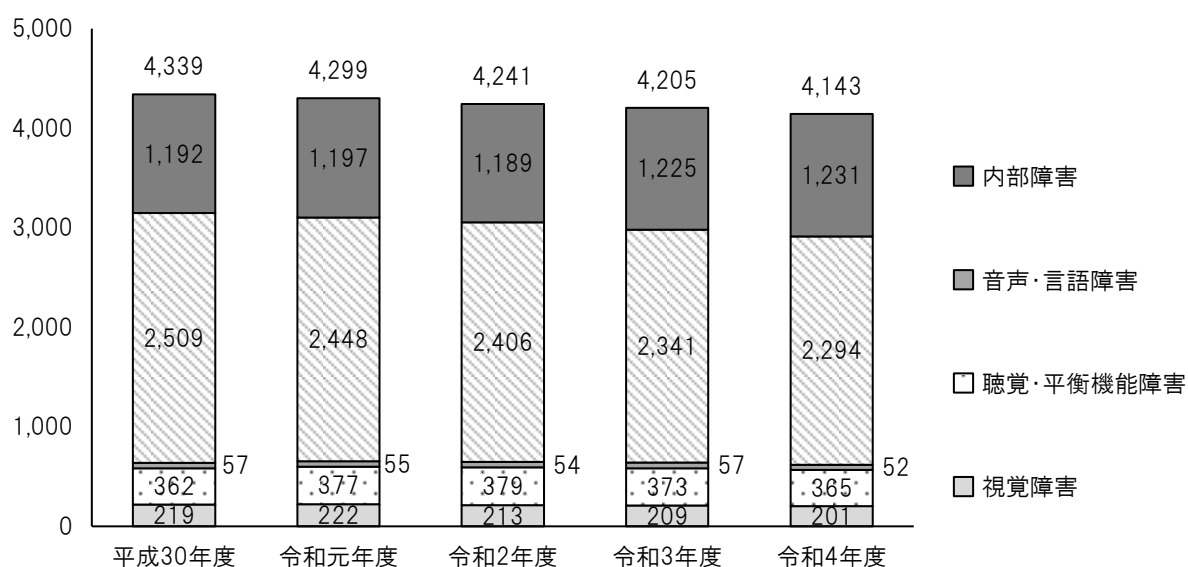


## 《障害の部位別身体障害者手帳所持者数》

単位：人、%

	視覚障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語障害		肢体不自由		内部障害		総数
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	
平成30年度	219	5.0	362	8.3	57	1.3	2,509	57.8	1,192	27.5	4,339
令和元年度	222	5.2	377	8.8	55	1.3	2,448	56.9	1,197	27.8	4,299
令和2年度	213	5.0	379	8.9	54	1.3	2,406	56.7	1,189	28.0	4,241
令和3年度	209	5.0	373	8.9	57	1.4	2,341	55.7	1,225	29.1	4,205
令和4年度	201	4.9	365	8.8	52	1.3	2,294	55.4	1,231	29.7	4,143

(人)



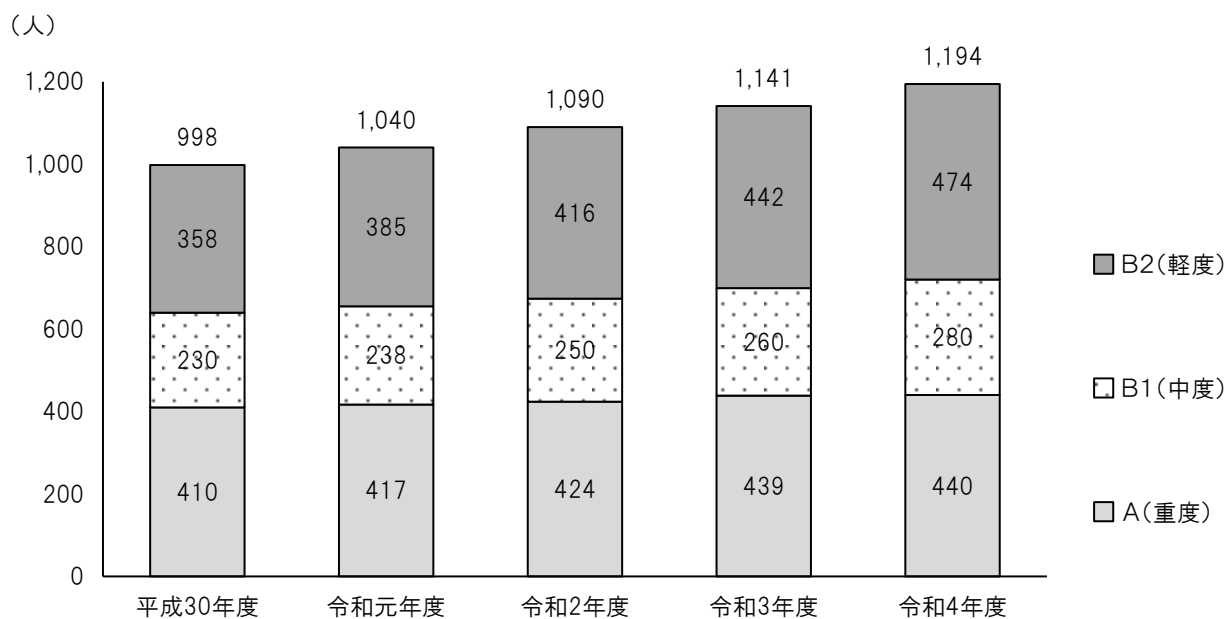


#### (4) 療育手帳所持者数の推移

○等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も所持者数は増加傾向にあり、総数も増加傾向となっています。特にB2（軽度）については、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度にかけて、120人近く増加しており、構成比も約4ポイント上がっています。

単位：人、%

	A（重度）		B1（中度）		B2（軽度）		総数
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	
平成30年度	410	41.1	230	23.0	358	35.9	998
令和元年度	417	40.1	238	22.9	385	37.0	1,040
令和2年度	424	38.9	250	22.9	416	38.2	1,090
令和3年度	439	38.5	260	22.8	442	38.7	1,141
令和4年度	440	36.9	280	23.5	474	39.7	1,194

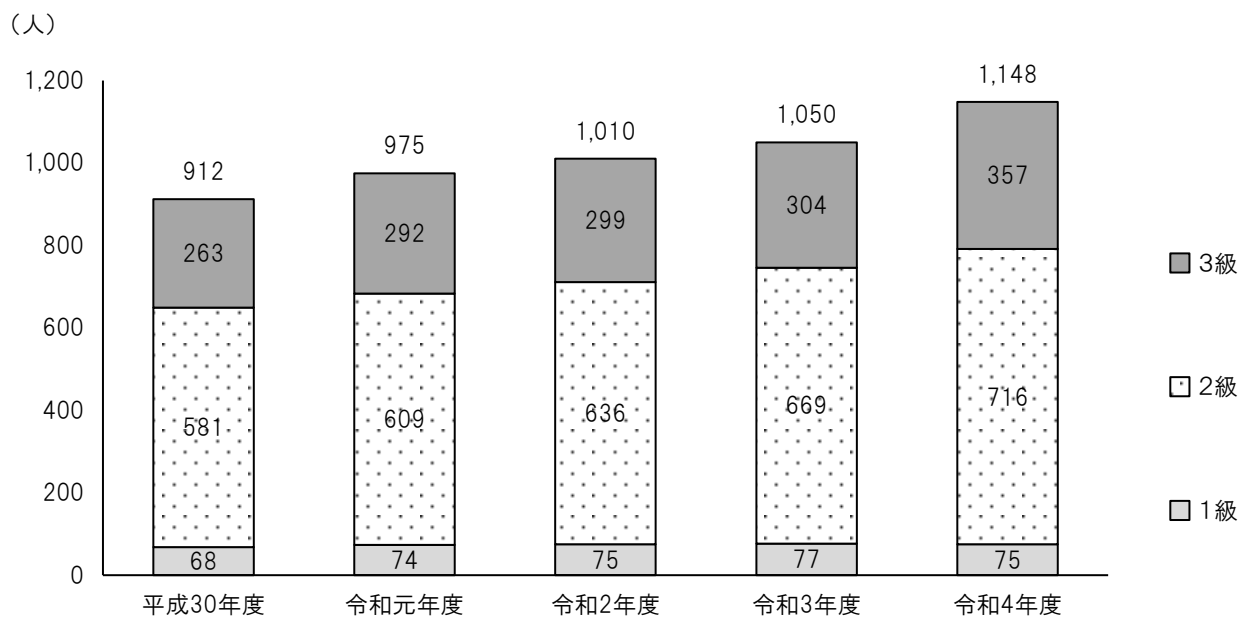


### (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

○等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級はほぼ横ばいですが、2級と3級は増加傾向、総数も増加が続いています。

単位：人、%

	1級		2級		3級		総数
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	
平成30年度	68	7.5	581	63.7	263	28.8	912
令和元年度	74	7.6	609	62.5	292	29.9	975
令和2年度	75	7.4	636	63.0	299	29.6	1,010
令和3年度	77	7.3	669	63.7	304	29.0	1,050
令和4年度	75	6.5	716	62.4	357	31.1	1,148



## 2 ニーズ調査の結果概要について

### (1) 調査の目的

本調査は、「第7期泉佐野市障害福祉計画」及び「第3期泉佐野市障害児福祉計画」を策定するにあたり、障害のある人（子ども）の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障害者施策及び障害福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

### (2) 調査設計

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：令和5年8月1日時点で泉佐野市に居住している障害のある65歳未満の方（65歳未満を対象とし、介護ニーズと分けて障害ニーズを調査しました）
- ・調査期間：令和5（2023）年9月4日（月）から9月25日（月）まで
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収

### (3) 回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
18歳以上全体	2,000	806	40.3%
身体障害のある人	800	393	49.1%
知的障害のある人	400	184	46.0%
精神障害のある人	800	306	38.3%
18歳未満全体	302	179	59.2%

※18歳以上の有効回収数には複数の障害者手帳を所持し、複数の障害のある人に数えられている人を含むため、障害種別の回収数の合計と18歳以上全体とは一致しません。

## (4) 調査結果の概括

### 18 歳以上調査

#### ①回答者について

- 回答者の年齢は、全体では「50 歳代」が 32.3%で最も多く、次いで「40 歳代」が 20.5%となっています。身体障害者手帳所持者では 50 歳以上が多く、療育手帳所持者では 20 歳代から 40 歳代、精神障害者保健福祉手帳所持者では 40 歳代から 50 歳代が多くなっています。
- 発達障害の診断については 19.0%、自立支援医療(精神通院)の認定については 40.2%、難病(特定疾患)の認定については 9.3%、高次脳機能障害の診断については 4.6%が「受けている」と回答しています。
- 介助している人については、「介助は受けていない」が 38.7%と最も多く、次いで「父母」が 24.4%となっています。介助している人の年齢については「50 歳代」が 26.0%、性別については「女性」が 64.3%と多くなっています。
- 今後 3 年以内に一緒に暮らしたい人については、全体では「配偶者またはパートナー(や子ども)と一緒に暮らしたい」が 33.1%と最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が 23.7%となっています。身体障害者手帳所持者では、「配偶者またはパートナー(や子ども)と一緒に暮らしたい」が 44.3%、療育手帳所持者では、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が 41.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「一人で暮らしたい」が 33.0%と、それぞれ他の障害より多くなっています。今後 3 年以内に暮らしたい場所については、いずれも「一般の住宅」が最も多くなっています。

#### ②生活支援について

- 悩みや困りごとを主に相談する人(場所)は、全体では「家族・親せき」が 66.0%と最も多くなっています。所持手帳別にみると、いずれも「家族・親せき」が最も多く、次いで身体障害者手帳所持者では「友人・知人」、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ(ヘルパー事業所、入所・通所施設など)」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療機関(病院・診療機関など)」が多くなっています。
- 相談する場所に期待することについては、全体では「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が 38.6%と最も多く、次いで「具体的にアドバイスしてくれること」が 29.4%となっています。
- 障害者総合支援法の障害支援区分認定を受けているかについては、全体では「受けていない」が 56.6%、区分 1 から区分 6 のいずれかの認定を受けている人は合計で 21.0%となっています。所持手帳別にみると、いずれかの認定を受けている割合は、身体障害者手帳所持者 18.0%、療育手帳所持者 49.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者 15.7%となっています。
- サービスを「何も利用していない」は 48.0%となっています。理由については「必要性

を感じないから」が50.1%と最も多く、次いで「サービスのことを知らない、または利用方法がわからないから」が29.7%となっています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者については、「サービスのことを知らない、または利用方法がわからないから」が36.7%となっており、サービスについて十分な知識がないために利用に結びついていない人が一定数いることがうかがえます。

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、全体では「将来の生活に関すること」が54.3%で最も多く、次いで「家計・経済に関すること」が38.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の障害と比べて困っていることや不安に思っていることの各項目の回答割合が高くなっています。
- 今後利用したいサービスについて、所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「自立した日常生活における総合的な相談の場」、療育手帳所持者では「外出時の付き添いや介助」と「グループホーム（仲間との共同生活）」が多くなっています。

### ③保健・医療について

- 現在の通院状況（リハビリ含む）については、「1か月に1回程度」が33.5%で最も多くなっています。
- 医療を受ける上で困っていることについては、「特にない」を除くと「医療費の負担が大きい」が20.8%で最も多く、次いで「通院（病院までの移動）が困難である」が17.5%となっています。
- 何らかの医療的ケアを必要としている人は11.9%となっています。そのうちほぼ常時ケアが必要な人が31.3%となっています。医療的ケアの種類については、どの項目にも少しずつ回答があり、多様なケアが求められていることがわかります。
- 障害のある人の保健・医療に関して必要なことについては、「障害のある人が安心して地域で医療を受けられる体制の整備」が64.6%で最も多く、次いで「保健・医療・福祉など関係機関の連携による医療的ケア体制の確保」が39.3%となっています。

### ④就労について

- 現在の収入については、全体では「年金（障害年金など）」が55.2%で最も多く、次いで「給料・賃金」が35.5%となっています。療育手帳所持者については、「年金（障害年金など）」が78.8%で最も多く、次いで「福祉施設の工賃」が25.5%となっており、「給料・賃金」という回答は23.4%と他より少なくなっています。
- 現在の就労状況については、全体では「働いていない」が43.5%で最も多く、「働いていない」を除くと身体障害者手帳所持者では「会社などで正社員・正職員として働いている」が18.1%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」がそれぞれ44.6%、17.3%で最も多くなっています。
- 収入の月額については、全体では10万円未満の回答が43.2%となっています。10万円未満という回答については、療育手帳所持者で70.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者で51.2%となっています。現在の仕事での困っていることや不満についても、全体で

は「給料・工賃が少ない」が37.6%で最も多くなっています。

- 現在の仕事で困っていることの相談先については、「家族・親せき」が39.1%で最も多く、次いで「職場の人（同僚、上司など）」が37.2%となっています。

### ⑤社会参加について

- 身のまわりで改善が必要なものについては、「障害への理解」が44.2%で最も多くなっており、次いで「緊急事態が起こったときの対応」が30.4%となっています。
- 最近の社会参加の状況について、『活動あり（最近1か月間に1回以上の回答があったもの）』は、「買い物（日常の買い物を含む）」が58.8%と最も多く、次いで、「家族・友人・知人との交流」が40.4%となっています。これ以外の項目については概ね1割以下となっており、社会参加の形態が限られた状況にある人が少なくないことがうかがえます。
- 今後してみたい（続けたい）社会参加については、「買い物（日常の買い物を含む）」が60.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が52.4%となっています。また、「旅行」（40.0%）や「趣味などの文化・芸術活動」（30.3%）は、実際の参加状況と比べて今後してみたい割合が約20ポイント以上高くなっており、潜在的なニーズが大きいことが示されています。

### ⑥災害時のことについて

- 災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難できるかについては、全体では「ひとりで避難できると思う」が37.2%で最も多く、「ひとりでは避難できないと思う」が30.6%となっています。療育手帳所持者では、「ひとりで避難できると思う」は14.1%と少なく、「ひとりでは避難できないと思う」が62.5%となっています。
- 「地域の絆づくり登録制度（避難行動要支援者登録制度）」については、「言葉も内容も知らない」が67.6%、「福祉避難所」の認知度については、「どういうものかも、場所も知らない」が74.6%となっており、引き続き制度の周知が求められます。
- 災害などが起きたときに支援してほしいことについては、全体では「必要な治療や薬を確保してほしい」が43.4%で最も多く、次いで「災害情報を知らせてほしい」が33.5%となっています。療育手帳所持者では、「避難場所までの避難を支援してほしい」が37.0%で最も多くなっています。

### ⑦差別の解消と権利擁護について

- 障害者差別解消法を知っているかについては、「言葉も内容も知らない」が63.8%で最も多く（前回調査では60.5%）、周知が進んでいないことがうかがえます。
- 日常生活において障害のために差別や偏見を感じることはあるかについては、「よく感じる」または「ときどき感じる」の合計が、身体障害者手帳所持者で44.3%、療育手帳所持者で54.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者で58.2%となっています。知的障害や精神障害についての差別・偏見を感じる人が多くなっており、それらを感じたのがどのようなときかについては、療育手帳所持者では「街のなかでの視線」が65.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人間関係」が69.1%で最も多くなっています。
- 虐待を受けたり、障害のある人が虐待されたことを見たり聞いたりしたことがあるかに

ついて、「自分自身が虐待を受けたり、虐待のような扱いを受けたことがある」は、身体障害者手帳所持者で7.4%、療育手帳所持者で12.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で19.9%となっています。

- 悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことについて、「巻き込まれた」または「巻き込まれそうになった」という回答は、全体では合計で22.1%となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者では33.0%と多くなっています。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度について、「言葉も内容も知っている」という回答は、日常生活自立支援事業で18.5%、成年後見制度で26.1%となっています。これらを今後利用したいと思うかについては、どちらも「わからない」が4割台で最も多くなっています。
- 障害のある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育の充実」が26.2%で最も多く、子どものころからの理解促進が求められています。

#### ⑧その他について

- 必要な情報の入手法についてみると、全体では「家族・親せき」が51.0%で最も多く、次いで「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が43.3%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が28.7%となっています。療育手帳所持者では、「家族・親せき」に次いで「サービスを受けているところ（ヘルパー事業所、入所・通所施設など）」が40.2%で多くなっています。
- ヘルプマークを知って（持って）いるかについては、「知らない」が54.0%で最も多く、次いで「ヘルプマークを知っている」が32.0%となっており、「ヘルプマークを持っている」は10.2%となっています。

#### ⑨泉佐野市の障害者施策について

- 現在の泉佐野市の障害者施策については、どの施策に関しても、満足と感じている回答よりも不満に感じている回答のほうが高くなっており、前回調査とも大きな差はみられません。「不満」または「やや不満」という回答が最も多いのは「就労支援体制の充実（一般就労への移行や工賃アップにつながる取り組みなど）」で、「満足」または「やや満足」が最も多いのは「相談支援体制の充実（何でも相談できる窓口の設置など）」となっています。

**①回答者について**

- 調査対象の子ども以外に兄弟姉妹、祖父母などの中で介護・介助が必要な人については、「兄弟姉妹に介助・支援が必要なお子さんがいる」が15.6%、「祖父母に介護・介助が必要である」が6.7%となっており、ダブルケアの状態にある世帯が一定数いることがわかります。
- 子どもの介助・支援について、手助けしてくれる人については、「介助・支援を分担してくれる人がいる」が43.0%で最も多く、次いで「介助・支援を少し分担してくれる人がいる」が29.6%となっています。一方で、「介助・支援を手助けしてくれる人はいない」が9.5%となっており、支援者が孤立している状態にある世帯があることも示されています。

**②子どもの発達上の障害について**

- 初めて子どもの発達が気になった年齢については、「0歳～1歳6か月」が50.3%で最も多く、次いで「1歳7か月～3歳」が36.9%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「4歳～6歳」が38.5%と多くなっています。
- 子どもが所持している障害者手帳については、「療育手帳」が72.1%で最も多く、次いで「身体障害者手帳」が17.3%となっています。手帳を持っていない理由については、「その他」を除くと、「障害が軽度のため、取得できない」が23.1%となっています。
- 発達障害の診断については53.6%、難病(小児慢性特定疾病)の認定については11.7%、重症心身障害の認定については6.1%、高次脳機能障害の診断については0.6%が「受けている」と回答しています。

**③子どもの日中の過ごし方について**

- 子どもの休日、放課後等の主な過ごし方については、全体では「自宅でテレビなどを観て過ごす」が73.2%で最も多く、次いで「放課後等デイサービスを利用している」が44.7%となっています。
- 放課後や休日の過ごし方について、施設等の利用状況をみると、「障害福祉サービス事業所」については、「日常」または「時々」利用しているという回答が4割を超えています。一方で「習いごと」については、「利用したくてもできない」が3割を超えています。

**④保護者同士のネットワークについて**

- 子どもの心身の発達への課題を含めて相談できる人については、「相談相手がいる」が75.4%、「相談相手がいらない」は19.0%となっています。
- 相談相手がいる人については、「障害のあるお子さんがいる相談相手も、障害のあるお子さんがいない相談相手もいる」が43.7%で最も多く、次いで「相談相手にも障害のあるお子さんがいる」が32.6%となっています。相談相手と知り合った場所については、「療



育機関（木馬園など）」が37.9%で最も多くなっています。相談相手と子どもを預けたり、預かったりができるかについては、「無理だと思う」が46.6%、「預かったことがある、預けたことがある」または「可能だと思う」は合計で20.4%となっています。

- 相談相手がない人の相談についての考えでは、「市役所や施設などの窓口で相談すれば、それで十分」が45.9%で最も多く、次いで「親同士のつながりが重要であると思うが、どのようにしてつながりを作ればよいかわからない」が39.3%となっており、保護者の孤立を防ぐための支援の必要性がうかがえます。

### ⑤子どもの療育・保育等について

- 現在、どのような療育を受けているか、または過去に受けたことがあるかについては、「児童発達支援」が67.0%で最も多く、次いで「保育所（園）・幼稚園・認定こども園の療育」が16.2%となっています。
- 療育機関・園での生活や支援での問題点については、「特にない」が27.4%と最も多く、次いで、「延長保育など、時間外に対応してくれない」が22.9%、「通園が大変」が21.8%となっています。
- 療育に関して求める支援については、「適切な行動や対人コミュニケーション能力など社会的なスキルを教えてくれる機関」が46.4%で最も多く、次いで「着替え・食事など身の回りのことに関わる日常のスキルを身につけるサポート」が35.8%、「発達障害専門の医療機関」が33.5%となっています。

### ⑥子どもの教育・育成について

- 子どもにとって望ましい就学環境については、「地域の学校の支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が31.3%で最も多く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が15.1%となっており、地域の学校への就学を希望する回答が多くなっています。
- 子どもが進学時に希望した学校に通っているかについては、「はい」が57.5%、「いいえ」が3.4%となっており、学校生活での問題点については「学習サポート体制が不十分」が12.3%と最も多くなっています。
- 障害のある児童・生徒の教育・育成に関して必要なことについては、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が38.5%で最も多く、次いで「障害のある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が19.6%となっています。

### ⑦相談窓口について

- 困ったときに相談できる現在の相談体制については、「普通」が43.6%と最も多く、「満足」と「やや満足」の合計が31.2%、「不満」と「やや不満」の合計が20.7%となっています。不満の理由としては、「その他」が43.2%と最も多く、次いで「相談したい日・時間に利用できない」が40.5%となっています。
- 現在現在相談している内容については、「発達の状況」が45.3%で最も多く、次いで「コミュニケーション」が31.8%、「就学・就労」が29.1%となっています。
- 相談機関に期待することについては、「必要な機関と迅速に連携してくれること」が

41.3%で最も多く、次いで「具体的にアドバイスしてくれること」が38.5%、「子どもの年齢などにかかわらず、相談を受け付けてもらえること」が35.2%となっています。

#### ⑧情報の入手や提供のあり方について

- サービスに関する情報を入手している場所についてみると、全体では「友人・知人」が37.4%で最も多く、次いで、「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が32.4%、「市立児童発達支援センター（にじいろの木）」が27.9%となっています。
- 子どもの発育についてどのような情報の提供を望んでいるかについては、「福祉や医療、教育などの制度についての情報」が49.7%で最も多く、次いで「言語の発達についての情報」が30.2%、「家族支援に関する情報」が25.7%となっています。
- サポートブック「はぐノート」については、「持っている」が65.4%、「持っていない」が34.6%となっています。持っている人のうち、「はぐノートに記入し、すでに活用している」が25.6%、「はぐノートに記入はしているが、活用していない」が52.1%で最も多くなっています。記入の仕方などを気軽に相談できる「はぐノートの会」への参加については、「参加したいと思う」が35.2%、「参加したいとは思わない」が57.5%となっています。

#### ⑨災害時のことについて

- 災害などの緊急事態が発生した場合、子どもはひとりで避難できるかについては、「ひとりでは避難できないと思う」が82.7%で最も多く、「ひとりで避難できると思う」は11.7%、「わからない」が5.6%となっています。
- 「地域の絆づくり登録制度（避難行動要支援者登録制度）」について知っているかどうかについては、「いいえ」が78.2%、「福祉避難所」については、「どういうものかも、場所も知らない」が71.5%となっており、利用可能な制度の周知に課題があることがうかがえる結果となっています。
- 災害が起きた時に子どもに支援してほしいことについては、「避難場所までの避難を支援してほしい」が53.1%で最も多く、次いで「避難時に声かけをしてほしい」が44.1%となっています。

#### ⑩差別の解消と権利擁護について

- 障害者差別解消法については、「言葉も内容も知らない」が50.3%で最も多くなっています。前回調査（51.2%）と比べても、周知があまり進んでいないことが示されています。
- 身近で、障害のある人が家族や施設の職員などから虐待を受けたことを見たり聞いたりしたことがあるかについては、「自分の子どもが虐待を受けたり、虐待のような扱いを受けたことがある」が4.5%、「障害のある方が虐待を受けているところや虐待のような場面を見たことがある」が6.7%、「障害のある方が虐待を受けていることを聞いたことがある」が10.6%となっています。

### ⑪保健・医療のことについて

- 子どもの現在の通院状況（リハビリを含む）については、「年に数回」が42.5%で最も多く、次いで「通院していない」が26.3%となっています。
- 医療を受ける上で困っていることについては、「特にない」が34.6%で最も多く、次いで「専門的な治療をする病院が近くにない」が27.4%、「通院（病院までの移動）が困難である」が23.5%となっています。
- 医療的ケア（服薬や通院を除く）の必要については、6.7%が何らかのケアが必要だと回答しており、「経管栄養（胃ろう、中心静脈栄養など）」が3.9%、「その他」が3.4%となっています。医療的ケアが必要な頻度については、何らかのケアが必要とした12人のうち11人が「ほぼ常時」と回答しています。

### ⑫福祉サービスについて

- 福祉サービスについては、「利用している」が67.6%、「利用していない」が31.3%となっています。福祉サービスを利用している人が現在利用している福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が62.8%で最も多く、次いで「相談支援」が58.7%となっています。

### ⑬泉佐野市の障害児施策について

- 現在の泉佐野市の障害児施策の満足度については、「安心して出産や育児ができる母子保健・医療サービス」を除くすべての項目で、不満という回答（「不満」と「やや不満」の合計）が満足という回答（「満足」と「やや満足」の合計）を上回っています。重要度については、「重要」は「障害の特性に応じた保育所・幼稚園・認定こども園での保育内容、小・中学校での教育内容」で74.3%と最も多く、次いで「防災・防犯対策の充実（災害時の適切な情報提供・避難誘導・避難所などの体制整備）」が64.2%となっています。

## 第 3 章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本市は、これまでの計画を引き継ぎ、以下の基本理念に基づいて障害者施策を推進します。

ともに みとめあい ささえあい  
あいにつつまれるまち 泉佐野

障害者基本法においては、法の目的として、「共生社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」とされています。

本市の最上位計画である「第5次泉佐野市総合計画」では、支え合い・福祉・健康分野の基本方向を「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」とし、障害福祉分野については、「障害のある人が安心して充実した暮らしができる地域社会づくりをめざします」とうたっています。

本計画においても、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、すべての市民が、ともに、認めあい、支えあい、地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「つながり支え合うまちづくり」をめざします。

以上のことから、本計画では、「ともに みとめあい ささえあい あいにつつまれるまち 泉佐野」を基本理念として定め、この基本理念の「みとめあい ささえあい」から、「いずみさの あいあいプラン」と愛称を付けています。

お互いの立場を理解しあうやさしさを持ち、ふれあい、交流することで輪と和が広がっていきます。みんなの力で、「やさしさとふれあいのあるまちづくり」を進めていきましょう。

この基本理念をもとに、市民に対して行ったアンケート調査と、当事者へのニーズ調査などの結果を受けて、3つの基本目標を次のように設定します。

## 2 基本目標

### 基本目標 1

障害のある人の主体性を尊重し、  
いきいきと活動するための支援に取り組みます

障害のある人が、自らの生き方や生きがいを選ぶことができ、一人ひとりの能力と意思が最大限に尊重され、主体的に社会参加できることをめざします。障害福祉サービス等の支援を受ける際には、障害のある人の自己決定と自己選択を尊重し、相談支援等の体制整備を進めます。

基本目標1では、次の3つの分野において、具体的施策を展開します。

#### 分野1

### 相談支援・ネットワークの構築

○より相談しやすい窓口の整備と相談支援機関相互のネットワーク化を進めます。

#### 分野2

### 差別の解消及び権利擁護の推進

- 障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取組を進めます。

#### 分野3

### 余暇活動・生涯学習活動

○障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

## 基本目標 2

### ライフステージ※を通じて 切れめのない支援体制を構築します

障害のある人が、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までの人生における全段階を通じて適切な支援を受けることができるよう、教育、雇用、福祉、医療等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れめのない一貫した支援の仕組みをつくります。

基本目標2では、次の3つの分野において、具体的施策を展開します。

#### 分野4

### 療育・教育

- 必要な時期に必要な療育を受けられるよう、障害の早期発見・早期療育体制を整備します。
- 障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童・生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

#### 分野5

### 雇用・就労支援

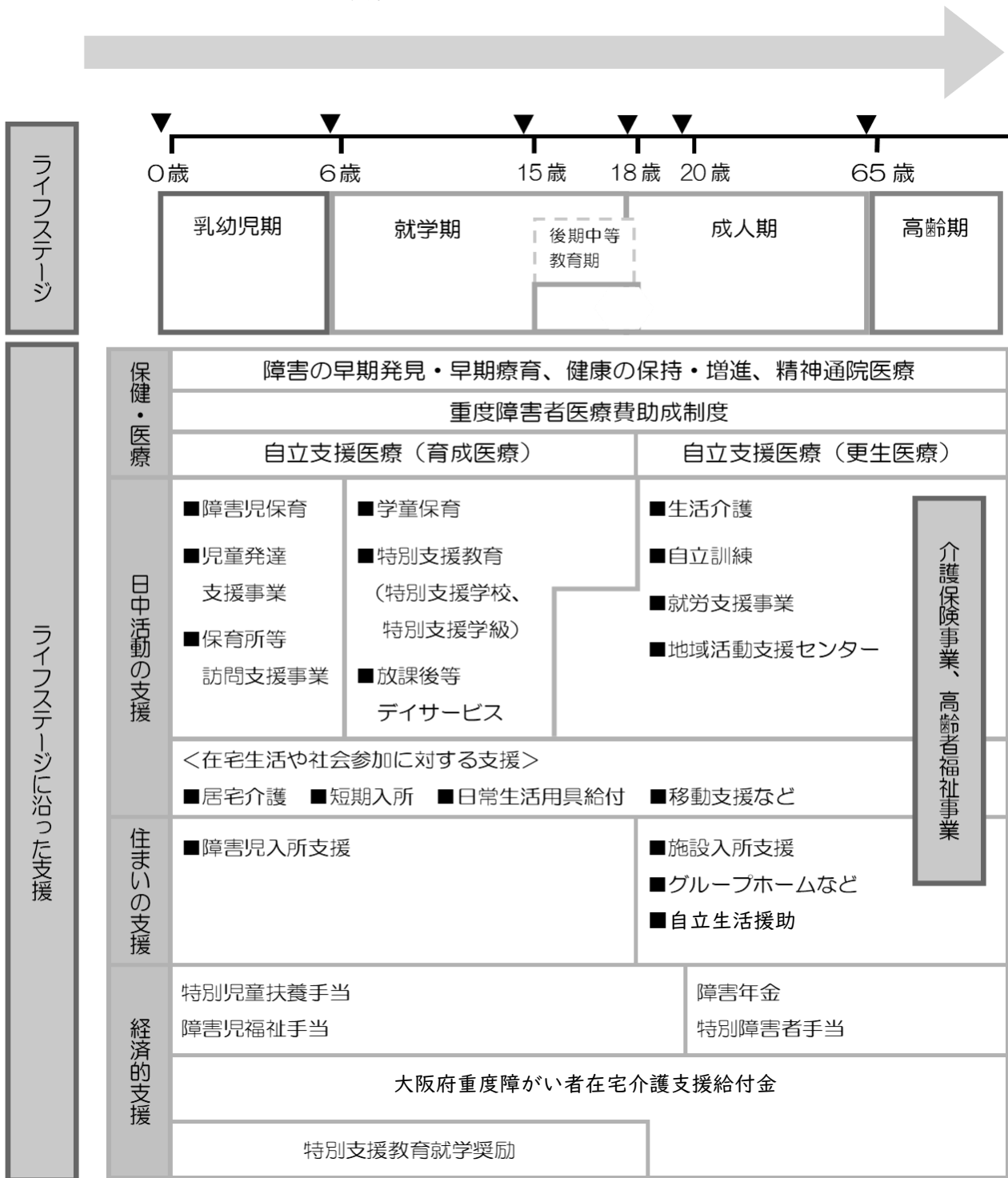
- 障害の特性に応じた雇用の場の確保や就労支援体制の確立及び授産製品※の販路拡大を進めます。

#### 分野6

### 生活支援

- ライフステージごとに、必要な支援を受けられるサービス提供体制を整備します。

《ライフステージに応じた支援体制の充実》



## 基本目標 3

### 地域で安心して 快適に暮らせるまちづくりを進めます

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。障害のある人を、災害・犯罪・消費者被害から守り、地域で安心して暮らせるための仕組みづくりを進めます。

基本目標3では、次の2つの分野において、具体的施策を展開します。

#### 分野7

### 生活環境

○安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

#### 分野8

### 安全・安心

○防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を進めます。



### 3 各分野に共通する横断的視点

#### (1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者施策の策定及び実施にあたっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

政策決定過程への参画を促進する観点から、本市の審議会等の委員等の選任にあたっては、障害のある人の委員への選任に努めることとします。特に、障害者施策を審議する審議会等については、障害種別等にも配慮し、障害のある人の委員への選任を行います。その際、委員の障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。また、これらの審議会等の会議資料等をはじめとする障害者施策に関する情報の公開や障害者施策に関連する計画等に関する意見募集（パブリックコメント）は、障害特性に配慮して実施します。併せて、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### (2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援にあたっては、障害者基本法第2条の「障害者」の定義を踏まえ、障害者施策が、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人への支援は直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみに捉われることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

#### (3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。特に、障害のある女性の場合は、より複合的で困難な状況に置かれている場合があること、障害のある子どもの場合は、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。また、発達障害、難病、高次脳機能障害※、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

#### (4) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者基本法第2条において、「障害者」は「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されており、障害のある人が経験する困難や制限が「障害者」個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めるとともに、ICT（情報通信技術）をはじめとする新たな技術の利活用が可能なものについては積極的な導入を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障害者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

併せて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を積極的に支援します。

#### (5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策は立案及び実施されなければなりません。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策や医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

## 4 最重点課題

本計画は、「第5次大阪府障がい者計画」との整合性を図ることから、大阪府の最重点施策3項目に、「包括的な相談支援体制の構築」及び「権利擁護の強化」の2項目を追加し、本市の最重点課題として、以下の5項目を設定します。

### 最重点課題

- 1 包括的な相談支援体制の構築
- 2 権利擁護の強化
- 3 障害者の就労支援の強化
- 4 専門性の高い分野への支援の充実
- 5 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

### (1) 包括的な相談支援体制の構築

地域においては、障害のある人への支援だけにとどまらず、高齢の親や子どもも含めて家族全体に支援を要する事例が増加していることから、障害・高齢・子育て・医療等の分野が別々に支援するのではなく、身近な地域で包括的な相談支援体制を構築し、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」をめざします。

### (2) 権利擁護の強化

平成28(2016)年5月に成年後見制度利用促進法が施行されるなど、障害のある人の権利擁護における成年後見制度の重要性はますます高まっています。障害があることにより、自己の判断のみでは意思決定に支障のある人が、地域での生活を円滑に安心して送れるように、成年後見制度の利用を促進するための啓発活動に努めるとともに、障害のある人の権利擁護を推進します。

障害者差別解消法は、平成23(2011)年の改正障害者基本法に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化するものであり、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、平成28(2016)年4月に施行されました。

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い※」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています（事業者は令和6年3月末まで努力義務）が、具体的に、どのような場合が「不当な差別的取扱い」にあたるのか、また、「合理的配慮の提供」として何をすればよいのかは、個々の場面や状況に応じて異なります。そのため、まずは市民一人ひとりが障害について知り、理解することが重要です。そして、相手の立場に立ち、自分と置き換え、困っているのかなと感じたら「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてみる。声をかけられたら感謝の気持ちを伝える。こうした関わりが、日常的・自発的に実践され、合理的配慮が当たり前と考えられる社会をめざします。

具体的には、商品サービス、病院、学校、職場、公共交通機関等あらゆる場面で、差別を受けないことや嫌な経験をしないことはもちろん、障害に応じた心配りや手助けなど必要な配慮が提供されるように、イベントや研修等の様々な機会を活用し、様々な広報啓発の方法を用いて理解促進に努めます。また、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組を通じて、合理的配慮の実践を広く市民に呼びかけます。

### （3）障害者の就労支援の強化

障害種別や障害の程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図ります。

とりわけ、平成30（2018）年度から法定雇用率の算定基礎に加わった精神障害者に関しては、企業側では受入れの経験や知識が乏しいという課題があります。就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」等のサービスの利用拡大に努めるとともに、職場における合理的配慮の提供についての啓発・情報提供を推進し、企業や関係機関と連携した一体的な支援の実施と専門性の向上を図ります。

また、福祉的就労については、工賃の向上に向けて、障害者優先調達推進法※に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達の推進に取り組みます。

引き続き、自立支援協議会就労支援部会を軸に、ハローワーク泉佐野、泉州南障害者就業・生活支援センター※及び就労系事業所等と連携を図り、就労支援体制の構築に取り組みます。

#### (4) 専門性の高い分野への支援の充実

専門性の高い分野への支援の充実については、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障害者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があります。とりわけ高次脳機能障害者や発達障害児者、医療的ケアが必要な障害児を含む医療依存度の高い重症心身障害児者等、難病患者などへの支援について引き続き重点的に取り組んでいきます。

発達障害については、それぞれの特性に応じた支援や配慮が重要であり、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援が行われるよう、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）と連携し、発達障害に対する理解促進と障害特性に配慮した支援のポイントなど、様々な支援機関を対象にした研修会等を開催し、発達障害者（児）の生活、就労支援の充実を図ります。

医療的ケア児の支援については、基盤整備や人材育成、ネットワークの構築等を通じて、地域の支援体制を充実・強化することが重要であり、地域において保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置し、個々の多様なニーズに適切に対応できるネットワークづくりを進めます。

#### (5) 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

行政などからの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージをわかりやすく示しながら、一人ひとりの状態や、今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していく必要があります。一方で、障害者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障害福祉サービスを質・量ともに確保することが必要です。また、80歳代の高齢者の親と50代の障害のある子だけで暮らしている、いわゆる「8050問題」などの課題を解消し、障害者とその家族等が、地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。本市においても、これまでの取組により、入所施設からの地域生活への移行が比較的容易な人については、一通り移行し終えた状況となっており、実績が伸び悩んでいる状況です。継続的な目標達成が厳しい状況となっており、更なる取組が必要です。

とりわけ、精神科病院からの地域生活への移行は、障害のある人が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩となりますが、長期にわたり社会的入院の状態にあった場合などは、地域生活のイメージを持つことができず、地域移行を希望できないことも考えられるため、保健・医療・福祉など関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージをわかりやすく示し、一人ひとりの状態や、今後の希望を適切に判断した上で、地域移行を推進し、地域で安心して暮らせるための環境を構築していきます。

## 5 施策の体系

### 基本理念

ともに みとめあい ささえあい あいにつつまれるまち 泉佐野



### 最重点課題

- 1 包括的な相談支援体制の構築
- 2 権利擁護の強化
- 3 障害者の就労支援の強化
- 4 専門性の高い分野への支援の充実
- 5 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

基本目標 1 障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます

#### 分野 1 相談支援・ネットワークの構築

##### ①相談支援体制の充実化

1-(1)-①-1	基幹型包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実化	p.50
1-(1)-①-2	自立支援協議会における協議の活性化と連携の強化	p.50
1-(1)-①-3	本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントの推進	p.51
1-(1)-①-4	発達障害者支援センター等との連携	p.51

#### 分野 2 差別の解消及び権利擁護の推進

##### ①障害を理由とする差別の解消の推進

1-(2)-①-1	障害者差別解消法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進	p.53
1-(2)-①-2	各課における事務事業についての必要かつ合理的な配慮の実施	p.54
1-(2)-①-3	当事者参加の推進	p.54

##### ②広報・イベント等による障害や障害のある人への理解の推進

1-(2)-②-1	障害者週間を中心とした啓発事業の実施	p.55
1-(2)-②-2	教職員への障害理解のための研修	p.55
1-(2)-②-3	精神障害等に対する理解の普及啓発	p.56

##### ③交流による理解の促進

1-(2)-③-1	小地域ネットワーク活動事業等における障害のある人の参加促進	p.56
1-(2)-③-2	サービス事業所等への訪問による障害のある人との交流	p.57
1-(2)-③-3	ボランティア活動の推進	p.57

##### ④権利擁護の推進

1-(2)-④-1	障害者虐待防止センター機能の充実	p.58
1-(2)-④-2	障害者の権利擁護の推進	p.59
1-(2)-④-3	成年後見制度の利用促進	p.59

#### 分野 3 余暇活動・生涯学習活動

##### ①余暇活動・生涯学習活動の充実

1-(3)-①-1	生涯学習の推進	p.61
1-(3)-①-2	スポーツ機会の充実	p.62
1-(3)-①-3	図書館におけるサービスの充実	p.62
1-(3)-①-4	文化芸術活動に対する支援	p.63

基本目標2 ライフステージを通じて切れめのない支援体制を構築します

分野4 療育・教育

①障害のある子どもの育ちを支える体制の整備	
2-(4)-①-1 切れめのない支援体制の構築	p.65
2-(4)-①-2 早期発見・早期療育体制の充実	p.66
2-(4)-①-3 保護者への支援	p.66
2-(4)-①-4 児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築	p.67
2-(4)-①-5 本人を中心とした障害児支援利用計画作成によるケアマネジメントの推進	p.67
2-(4)-①-6 発達障害のある幼児・児童に対する支援	p.67
2-(4)-①-7 教育環境の整備	p.68
②一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	
2-(4)-②-1 インクルーシブ教育システムの構築	p.68
2-(4)-②-2 福祉教育・共同学習の推進	p.69
③放課後等の居場所の充実	
2-(4)-③-1 放課後等の居場所の充実	p.69

分野5 雇用・就労支援

①適性や能力に応じた就労の場の確保	
2-(5)-①-1 障害者雇用の拡大（入札時等の障害者雇用の評価、特例子会社の誘致等）	p.71
2-(5)-①-2 企業等の障害者雇用の不安の除去（事業所人権連絡会への情報提供等）	p.71
2-(5)-①-3 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携による就労支援体制の強化	p.72
2-(5)-①-4 就労移行支援事業の機能強化	p.72
2-(5)-①-5 就労継続・就労定着支援事業の充実	p.73
②工賃水準の向上	
2-(5)-②-1 工賃水準の向上・授産製品の販路拡大	p.73

分野6 生活支援

①障害児通所支援の充実	
2-(6)-①-1 児童発達支援、放課後等デイサービス等の適切なサービスの提供	p.75
②地域で暮らし続けるための在宅サービス等の充実	
2-(6)-②-1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の訪問系サービスの量的・質的充実	p.76
2-(6)-②-2 短期入所及び日中活動系サービスの量的・質的充実	p.76
2-(6)-②-3 グループホームなど住まいの確保と自立生活支援体制の強化	p.77
2-(6)-②-4 地域生活への移行（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）	p.77
③地域生活支援事業の充実	
2-(6)-③-1 意思疎通支援の充実	p.78
2-(6)-③-2 移動支援の充実	p.78
2-(6)-③-3 地域活動支援センター機能の充実	p.79
2-(6)-③-4 日常生活用具給付等事業の充実	p.79
④専門性の高い分野への支援の充実	
2-(6)-④-1 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の在宅生活を支える基盤整備の推進	p.80
2-(6)-④-2 支援の届きにくい障害等のある人への支援の充実	p.80
⑤保健・医療体制の充実	
2-(6)-⑤-1 障害の原因となる疾病等の予防・治療	p.81
2-(6)-⑤-2 自立支援医療制度による公費負担助成	p.82
2-(6)-⑤-3 障害者医療費助成制度等による公費負担助成	p.82
2-(6)-⑤-4 医学・社会的リハビリテーションの推進	p.83
2-(6)-⑤-5 こころの健康づくり・自殺予防対策の推進	p.83
⑥経済的自立の支援	

2-(6)-⑥-1	障害年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当による支援	p.84
2-(6)-⑥-2	水道料金・下水道使用料等の減免	p.84
⑦サービスの質の確保・向上		
2-(6)-⑦-1	サービスの質の向上に向けた取組の推進	p.85
2-(6)-⑦-2	支援人材の確保	p.85
<b>基本目標3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます</b>		
<b>分野7 生活環境</b>		
①福祉のまちづくりの推進		
3-(7)-①-1	安全で安心な歩行者空間及び公園の整備(福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの推進)	p.87
3-(7)-①-2	住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居促進	p.88
②外出しやすいまちづくり		
3-(7)-②-1	車いす利用者用駐車場等の適正利用の促進	p.88
3-(7)-②-2	身体障害者補助犬法の周知啓発	p.89
3-(7)-②-3	コミュニティバスの充実化	p.90
3-(7)-②-4	障害のある人に関するマークの普及・啓発	p.90
③情報アクセシビリティ		
3-(7)-③-1	行政情報の提供におけるアクセシビリティの向上	p.93
3-(7)-③-2	聴覚障害のある人、難聴・中途失聴者、盲ろう者に対する情報提供の充実	p.93
<b>分野8 安全・安心</b>		
①防災対策の推進		
3-(8)-①-1	地域の絆づくり登録制度の周知・避難行動要支援者名簿の作成	p.95
3-(8)-①-2	避難行動要支援者個別計画の作成	p.95
3-(8)-①-3	福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進	p.96
3-(8)-①-4	災害発生後の福祉・医療サービス継続提供のための広域的なネットワークの形成	p.96
3-(8)-①-5	防災知識の普及・啓発	p.96
②防犯対策等の推進		
3-(8)-②-1	緊急時における110番通報手段の広報	p.97
③消費者トラブルの防止及び被害からの救済		
3-(8)-③-1	家計管理支援と消費者トラブル等の防止	p.97



## 6 障害のある人の自立と社会参加のために私たちが何をすべきか

「ともに みとめあい ささえあい あいにつつまれるまち 泉佐野」を実現するには、社会を構成する多様な主体が自らの役割を自覚し、それぞれの持てる力を発揮、協働して社会全体としての取組を進めていかなければなりません。

### (1) 市民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

様々な施策の進展や関係者の努力などにもかかわらず、障害のある人の自立と社会参加は未だ十分とはいえません。こうした現状を改善するためには、まず何よりも、市民の皆さんが障害のある人を取り巻く状況や障害に対する正しい理解と認識を持っていただくことが不可欠です。

障害のある人の中でも、それぞれの障害特性によって課題や支援方策は大きく異なります。また、障害のある人にやさしい社会は誰もが暮らしやすい社会でもあります。こうした認識を深めるためにも、障害のある人と交流する場を持つことは大切です。そして、「共に生きる社会」を実現するため、障害のある人がグループホームなど地域で暮らすことや社会参加することに協力し、障害のある人を支える活動に積極的に参加することが期待されます。

また、障害者基本法に「必要かつ合理的な配慮」を行うべきことが明記されたことを忘れてはなりません。「合理的配慮」について議論を深めながら、実践していくことが必要です。

企業等においては、障害者雇用促進法等に基づき、多くの障害のある人が働くことができる場を提供することはもとより、障害のある人が職場に定着し能力を発揮できるような職場環境を整備することが求められており、職場における「合理的配慮」も実践していくことが必要です。また、社会貢献の一環として、授産製品の購入など、直接の雇用に限らずに障害のある人の経済的自立や社会参加の促進に寄与する取組も期待されています。

## (2) 障害のある人自身が取り組むこと

障害者基本法において、障害のある人は権利の主体として位置付けられています。地域で自立した生活を送ることができるよう、十分な情報提供を受けた上で、必要とするサービスを利用することができます。そのためにも、社会との関係を構築し、必要なサービスを利用しながら、自らの自立と社会参加に向けて努力することが求められます。例えば、一定年齢になれば働き、人との交流を通じた心身の成長や社会貢献ができるという意識を、障害のある人自身とその家族が持つことが重要です。

更に、地域や社会のことを共に考え、地域社会に参画していきましょう。「サービスの受け手」となるだけではなく、同じ障害がある人同士の支えあいや他の障害種別の人への支援など「サービスの担い手」としての役割も期待されます。地域と関わりを持つことは、地域の障害のある人同士が仲間となり、障害のある人の生活の質を高める活動を広げていくことにもつながります。

## (3) 専門性が期待される事業者

障害のある人の尊厳を保持するためには、サービスを提供する事業者が適切な情報提供を行いながら、ニーズに応じた質の高い支援を安定的に提供し、その社会的役割を果たしていくことが重要です。事業者は、他の事業者と連携、協力しながら、専門性を向上させることによって、社会的評価を高めていかなければなりません。

## (4) 大阪府の役割

大阪府は、広域的、専門的な観点から、本市と連携します。人材の量的・質的な確保やノウハウの提供、市への必要な情報提供や助言・援助などの支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないように、基盤整備に向けた課題の研究や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、基盤整備に向けて市町村間の調整を図っていきます。

## (5) 本市の役割

本市は、市民に身近な基礎的自治体として、また、援護の実施者として、障害のある人の様々なニーズにきめ細かく対応し、障害のある人が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障害者施策に取り組みます。個別の対応のみならず、「まちづくり」の観点から、市民に対する説明責任を果たしながら、サービス基盤の確保や権利擁護システムの構築、既存の社会資源の活用など、地域全体として障害のある人等のニーズに応えていく方策をより積極的に検討する必要があります。そのためには、地域の実情の把握に努めるとともに、自らの施策立案能力を高めていくことが求められます。

予算事業だけでなく、予算を伴わない取組を含むあらゆる手法を用いて、本計画に実効性を持たせることが必要です。具体的な事業や取組は、その時々々の要請、状況に応じて、検討していくこととなりますが、自立支援協議会での協議などを経て、効果的な事業を展開していきます。

障害のある人の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、国に対して具体的な要望及び提言を行っていきます。また、大阪府域での対応が必要なものについては、大阪府に対して要望及び提言を行っていきます。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます

#### 施策の分野1 相談支援・ネットワークの構築

#### 現状と課題

障害のある人やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。

近年、障害のある人本人や身近な支援者の高齢化、ダブルケアの問題、子育て支援との連携の必要、貧困問題との関連など、障害のある人を取り巻く課題は複雑・多様化しています。本市では、令和2（2020）年度に各中学校区に地域型包括支援センターを新たに設置し、市内社会福祉法人に委託して、高齢者を支援する「地域包括支援センター事業」、障害者を支援する「障害者相談支援事業」をはじめ、「生活困窮者自立支援事業」、「子育て世代包括支援センター事業」、「コミュニティソーシャルワーク事業」を一つの窓口で担うことで、総合的な支援と課題の把握が可能な体制整備を進めてきました。また、地域型包括支援センターの後方支援や、住所不定などで生活圏域の特定できない住民を支援する基幹型包括支援センターを、社会福祉協議会※に委託し、相談支援事業所をはじめ保健、医療、教育など多様な機関と連携して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

平成27（2015）年度以降、障害福祉サービスの利用において、サービス等利用計画の作成が必須となりました。現在はすべてのサービス利用者に利用計画の策定支援が可能な体制が確保できていますが、相談支援専門員が一人の事業所も多数あることから、引き続き地域全体で相談支援専門員のスキルアップ、フォローアップ体制の構築に取り組む必要があります。

#### ニーズ調査結果より

- 主に相談する人、機関については、全体では「家族・親せき」が66.0%と最も多く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」が26.6%となっています。
- 相談する場所に期待することについては、全体では「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が38.6%と最も多く、次いで「具体的にアドバイスしてくれること」が29.4%となっています。
- 今後利用したいサービスについては、全体では「利用したいサービスはない」が29.2%と最も多く、次いで「自立した日常生活のための総合的な相談の場」が22.2%となっています。

## 成果目標 1

項目	前回	中間	最終年度
	R 2年度	R 5年度	R 8年度
①相談支援体制についての当事者の満足度※	63%	61%	65%

※普通・やや満足・満足の合計

## 分野の方向性

### (1) ①相談支援体制の充実化

○地域型・基幹型包括支援センター及び自立支援協議会の機能を充実させることで、障害のある人やその家族にとってわかりやすい相談支援体制を確立し、様々な相談に適切に対応できるネットワークづくりを進めます。

具体的施策	基幹型包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実化						
1-(1)-①-1							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○地域型包括支援センターにおいて、地域の相談を分野の垣根なく一旦受け止め、必要時に関係機関に繋ぐ等、多機関協働の中核的機能を果たします。</p> <p>○基幹型包括支援センターにおいて、地域型包括支援センターの後方支援の役割を果たし、市域全体の相談支援体制における課題解決に努めます。</p> <p>○障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題をくみ取り、適切な障害福祉サービス等につなげていくため、地域の関係機関の明確な役割分担と有機的な連携による相談支援の充実を図ります。</p>						
活動指標 1	○包括支援センターにおける障害者相談の相談件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R 1年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
	5,076	8,506	10,294	12,500	13,000	13,500	14,000

具体的施策	自立支援協議会における協議の活性化と連携の強化						
1-(1)-①-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○自立支援協議会は、地域における福祉サービスや相談支援体制の整備の中核となるものであり、障害、医療、高齢など様々な分野の包括的な支援を見据え、その活動の活性化を図ります。</p> <p>○要支援者の早期の発見を図るため、地域の相談機関（ピアサポーター、民生委員児童委員等の相談機関等）と地域型・基幹型包括支援センターとの連携の取組を推進します。</p> <p>○要援護者に対する見守り・声かけ活動や地域での交流事業を展開している地区福祉委員会の活動に、必要時には声をかけていただき、障害の理解や啓発につなげます。</p>						

活動指標2	○自立支援協議会専門部会の開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	4	6	5	7	8	9	10

具体的施策 1-(1)-①-3	本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントの推進																					
担当課(室)	地域共生推進課																					
具体的施策の内容	<p>○障害のある人のニーズを的確に踏まえたサービス等利用計画の作成や、個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取組を進めます。また、関係機関との連携に基づき適切な支援が行えるよう、相談支援専門員のスキルの向上に努めます。</p> <p>○一般相談支援、特定相談支援※の適切な事業所数の確保に努めるとともに、相談支援専門員のスキル向上や横の連携の強化を図るため、相談員連絡会を定期的に開催し、良質なケアマネジメント※を推進します。</p>																					
活動指標3	<p>○計画相談支援の支給決定人数</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>中間年度</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> <td>最終年度</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>620</td> <td>648</td> <td>731</td> <td>750</td> <td>787</td> <td>826</td> <td>867</td> </tr> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	620	648	731	750	787	826	867
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
620	648	731	750	787	826	867																

具体的施策 1-(1)-①-4	発達障害者支援センター※等との連携																					
担当課(室)	地域共生推進課																					
具体的施策の内容	<p>○大阪府が実施している「発達障がい児者総合支援事業」を活用し、ライフステージに応じた支援を行います。</p> <p>○基幹包括支援センターを中心に、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）をはじめとする発達障害児者支援機関と連携し、発達障害児者やその家族に対する相談・情報提供・療育・就労支援や、特定相談支援事業所等の相談支援専門員への支援を行います。</p>																					
活動指標4	<p>○発達障害者相談支援機関と基幹包括支援センターとの連携件数</p> <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>中間年度</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> <td>最終年度</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	0	0	0	2	2	3	3
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
0	0	0	2	2	3	3																

## 現状と課題

国においては、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」の解消を柱とする「障害者差別解消法」が平成 28（2016）年 4 月に施行されました。これにより、同法に規定される基本方針や対応要領及び対応指針の計画的な策定、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等の取組が進められています。令和 3（2021）年 5 月には障害者差別解消法は改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化が明記されました。こちらについては、令和 6（2024）年 4 月より施行が予定されています。また、平成 28（2016）年 5 月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えることを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する施策を定めた成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

大阪府においては、「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざすことを目的として制定され、平成 28（2016）年 4 月より施行された「大阪府障がい者差別解消条例」を一部改正し、障害者差別解消法では努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供について、大阪府においては法的義務として定めました。令和 3（2021）年 4 月から施行されています。

本市においても、障害者差別解消法に基づき、平成 28（2016）年に「泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「泉佐野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、市職員、教職員の業務の遂行にあたっての障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について、基本的な指針を示しています。また、泉佐野市における障害者差別解消に関する相談窓口を基幹包括支援センター内に設け、民間事業者に関する内容についての相談を受けています。

## ニーズ調査結果より

- 障害者差別解消法を知っているかについては、全体では「言葉も内容も知らない」が 63.8%（前回調査では 60.5%）と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 16.0%と周知が進んでいないことがうかがえます。
- 日常生活において障害のために差別や偏見を感じるかどうかについては、「よく感じる」または「ときどき感じる」の合計が、身体障害者手帳所持者で 44.3%、療育手帳所持者で 54.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 58.2%となっています。知的障害や精神障害についての差別・偏見を感じる人が多くなっており、それらを感じたのがどのようなときかについては、療育手帳所持者では「街のなかでの視線」が 65.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人間関係」が 69.1%で最も多くなっています
- 家族や施設の職員などから回答者自身がこれまでに虐待を受けたことや、障害のある

人が虐待されたことを見たり聞いたりしたことがあるかについて、「自分自身が虐待を受けたり、虐待のような扱いを受けたことがある」は、全体では12.8%、所持手帳別にみると、身体では7.4%、知的では12.0%、精神では19.9%となっています。

## 成果目標 2

項目	前回	中間	最終年度
	R2年度	R5年度	R8年度
①日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じることがないという当事者の割合	51%	43%	55%
②権利擁護支援体制についての当事者の満足度	67%	68%	70%

## 分野の方向性

### (2) ①障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、市民や事業者が、障害や障害のある人に対する理解を深められるよう、研修や啓発に取り組むとともに、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。
- 令和6(2024)年4月に民間事業者による合理的配慮が義務化されることに伴い、国の相談窓口である「つなぐ窓口」や市の相談窓口の周知を図ります。
- 障害者差別解消支援地域協議会において、障害を理由とする差別を解消するための取組等に関する協議を行います。

具体的施策	障害者差別解消法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進																											
1-(2)-①-1																												
担当課(室)	人事課 地域共生推進課 人権推進課 関係各課																											
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員の服務規律として作成した障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領をもとに、障害者差別解消の視点を兼ね備えた職員の養成を行うとともに、委託事業者や指定管理事業者への啓発活動に努めます。</li> <li>○障害者差別解消支援地域協議会等において、相談機関等が対応した相談事例を共有し、差別解消のための取組について協議を行います。</li> <li>また、差別解消に関する相談で解決した事例などを参考に、市民や民間事業者が法制度や障害に対する理解を深めるための啓発活動に取り組みます。</li> <li>○障害理解講座等を開催し、市民や民間事業者が障害者差別解消法や障害に対する理解を深めるための啓発活動に取り組みます。</li> </ul>																											
活動指標5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者差別解消法に関する啓発活動事例件数</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	20	14	22	20	20	20	20
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
20	14	22	20	20	20	20																						



具体的施策	各課における事務事業についての必要かつ合理的な配慮の実施						
1-(2)-①-2							
担当課(室)	全課						
具体的施策の内容	<p>○新規採用職員研修等の研修において、対応要領の理解を図るための研修を実施します。</p> <p>○地方公共団体においては、すべての職場において「必要かつ合理的な配慮の提供」が義務付けられます。すべての職員が、それぞれの職場や立場で、障害のある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁への気づきを持ち、それを除去し改善することにより、「必要かつ合理的な配慮」の提供に取り組みます。</p>						
活動指標6	○対応要領の理解や合理的配慮の提供等に関する研修の実施件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	6	7	6	6	6	6	6
具体的施策	当事者参加の推進						
1-(2)-①-3							
担当課(室)	全課						
具体的施策の内容	<p>○本市の執行機関の意思形成過程において障害のある人の意見を反映させるため、審議会等の委員の選任にあたっては、可能な限り障害のある人やその家族等を選任するように努め、審議会等への参加の機会を拡大します。</p> <p>○障害福祉に関する計画等の策定やその評価においては、障害のある当事者の意向が可能な限り反映されるよう努めます。</p>						
活動指標7	○審議会等への障害のある人及びその家族への委員委嘱人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	22	7	8	25	26	27	28

(2) ②広報・イベント等による障害や障害のある人への理解の推進

- 「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)、「精神保健福祉普及運動」(10月)、「人権週間」(12月4日～12月10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)など、障害福祉についての啓発活動が盛んになる時期にあわせた広報やイベント等により、障害や障害のある人への理解促進に向けた啓発活動を展開します。

具体的施策	障害者週間を中心とした啓発事業の実施						
1-(2)-②-1							
担当課(室)	地域共生推進課 人権対策本部障害者部会構成課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害や障害のある人への正しい理解と認識を深めることができるよう、障害者週間を中心に、関係機関と連携し、広報・啓発活動に取り組みます。</li> <li>○周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。</li> <li>○泉佐野市社会福祉協議会等が作成した障害理解のための啓発冊子を活用し、年間を通じた啓発事業を実施することにより、市民や事業者が障害や合理的配慮への理解を深めるように努めます。</li> </ul>						
活動指標8	○障害者週間イベント等の開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	3	2	2	2	3	3

具体的施策	教職員への障害理解のための研修						
1-(2)-②-2							
担当課(室)	学校教育課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員・管理職を対象とした人権教育研修を継続します。特に経験の浅い教職員が増加していることから、すべての教育活動の土台となる支援・配慮を必要とする児童・生徒を中心とした集団づくりにスポットをあてた研修の充実を進めます。</li> <li>○障害者差別解消法等を含めた国や府の最新の動向の周知や、支援教育の視点を通常学級にも取り入れた授業のユニバーサルデザイン化について研修を開催するとともに、巡回相談や巡回指導を活用して「ともに学び、ともに育つ」授業への指導助言を行うなど、内容の充実を図ります。</li> <li>○身のまわりに生じた具体的な事例からアセスメントや対応の方法について学ぶ校内研修への指導助言等、各校のニーズに応じた校内研修支援に努めます。</li> </ul>						
活動指標9	○障害をテーマにした教職員等向けの研修実施件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	21	17	19	23	23	24	24

具体的施策	精神障害等に対する理解の普及啓発																											
1-(2)-②-3																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○地域活動支援センター等と連携して精神保健福祉講座等を開催し、障害や病気への理解のほか、当事者と交流する機会を設けるなど、精神障害に関する正しい理解の普及に努めるとともに、民間団体による同趣旨の取組に対し支援を行います。</p> <p>また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害のある人が安定した地域生活を送れるよう支援を行います。</p> <p>○発達障害のある人については、大阪府の「発達障がい児者総合支援事業」を活用し、発達障害の特性に応じた合理的配慮や家族支援に関する事例紹介などの講座等を開催し、発達障害に対する理解の普及に努めます。</p> <p>○高次脳機能障害のある人については、支援できる社会資源が不足している状況にありますが、大阪府における高次脳機能障害の地域支援ネットワーク（医療機関や相談支援事業所、就労などの日中活動サービス事業所など）の拡充への取組や、「高次脳機能障がい相談支援センター」の周知・啓発を図り、高次脳機能障害のある人の社会復帰等に向けた支援体制の向上に努めます。</p> <p>○強度行動障害の状態を示す方への支援について、府立砂川厚生福祉センター等と連携し、研修や講座等を通じて、地域で受入れ可能な事業所の充実に努めます。</p>																											
活動指標 10	<p>○精神障害に関する啓発活動事例件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	15	19	23	15	15	15	15
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
15	19	23	15	15	15	15																						

## (2) ③交流による理解の促進

- 多くの市民が、障害や障害のある人の置かれた状況や社会的障壁等様々な課題に対して、正しい理解と認識を深めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害のある人の社会参加や地域住民の支援活動への積極的な参加を促進し、地域でのふれあい・支えあいを通じた双方向からの交流の拡充を図ります。

具体的施策	小地域ネットワーク活動事業等における障害のある人の参加促進																											
1-(2)-③-1																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○社会福祉協議会が行う地域住民による見守り・声かけなどの支援活動やサロン活動（地域の中で誰でも参加・交流できる居場所）の充実に図り、障害のある人と地域との交流の場づくりとして、小地域ネットワーク活動*事業の促進を図ります。</p>																											
活動指標 11	<p>○小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,116</td> <td>2,236</td> <td>2,211</td> <td>2,225</td> <td>2,250</td> <td>2,275</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2,116	2,236	2,211	2,225	2,250	2,275	2,300
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
2,116	2,236	2,211	2,225	2,250	2,275	2,300																						

具体的施策	サービス事業所等への訪問による障害のある人との交流																											
1-(2)-③-2																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○社会福祉協議会等と連携し、障害についての正しい理解と認識を深めることができるよう、地域住民が障害福祉サービス事業所等を訪問する機会を設けることにより、事業所等を利用している障害のある人との交流活動を推進します。</p> <p>○福祉サービス事業所等が運営するカフェやサロン活動の周知を図り、障害のある人と地域住民との交流機会の充実に努めます。</p>																											
活動指標 12	<p>○障害福祉サービス事業所等と地区福祉委員会等との交流活動開催回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	16	13	24	16	16	16	16
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
16	13	24	16	16	16	16																						

具体的施策	ボランティア活動の推進																											
1-(2)-③-3																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○社会福祉協議会において行っている各種ボランティア講座のプログラム内容に創意工夫をするとともに、インターネット等の多様な情報媒体を活用して広報啓発活動を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。</p> <p>○地域の福祉活動を支えるボランティアの養成講座を校区単位・支部(町会)単位の小地域で行い、障害の特性について理解を深めていただくとともに、障害のある人との交流の受け皿づくりを促進します。</p> <p>○スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人とボランティアの相互理解を深めながら、障害のある人の地域における社会活動を推進します。</p>																											
活動指標 13	<p>○ボランティア活動者数(ボランティア保険加入者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,395</td> <td>2,067</td> <td>2,240</td> <td>2,300</td> <td>2,400</td> <td>2,500</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2,395	2,067	2,240	2,300	2,400	2,500	2,600
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
2,395	2,067	2,240	2,300	2,400	2,500	2,600																						

(2) ④権利擁護の推進

○基幹型・地域型包括支援センターでは、障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供等の便宜を供与するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、取組を進めます。

具体的施策	障害者虐待防止センター機能の充実																											
1-(2)-④-1																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を積極的に行うとともに、通報・相談窓口である障害者虐待防止センター※の周知を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。</p> <p>○虐待に関する通報があった場合には、速やかに対応方針を決定した上で事実確認を行い、コアメンバー会議を経て今後の援助方針や支援者の役割を決定します。その際は、被虐待者の安全確保を最優先し、必要に応じて措置による保護・分離を行います。また、同じ担当が障害者虐待・高齢者虐待の垣根なく複合的なケースにも対応します。</p> <p>○市・基幹型包括・地域型包括・関係機関が重層的なネットワークを構築し、お互いを補い合うことにより最善の対応を行うよう努めます。また、虐待防止ネットワーク会議としての位置づけも持つ権利擁護型地域ケア会議(権利擁護会議)を、関係機関の情報共有の場として定期的を開催します。</p> <p>○虐待防止センターに障害者虐待通報専用ダイヤルを設置し、24時間365日の相談・通報受付体制を確保します。また、メール・SNS※等による相談・通報を受けられる体制整備を検討します。</p> <p>○虐待の早期発見を目的に平成28(2016)年度に自立支援協議会権利擁護部会で作成した『「あれ?なんでだろう?」に気づくためのリスト』を活用し、虐待状態になる前に関係者で情報共有するなど、虐待の早期発見、未然防止を図ります。</p> <p>○虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証を継続的に行い、虐待防止体制の改善に努めます。また、本市においては過去に虐待死亡事案は報告されていませんが、重篤事案について、必要に応じて虐待の事実確認や、発生要因の分析、事後検証等、再発防止に向けた取組を検討・実施できる体制づくりを進めます。</p>																											
活動指標 14	<p>○包括支援センターにおける障害者虐待相談受付件数</p> <table border="1" data-bbox="451 1485 1406 1648"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>797</td> <td>1,500</td> <td>1,860</td> <td>1,900</td> <td>1,930</td> <td>1,960</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	797	1,500	1,860	1,900	1,930	1,960	2,000
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
797	1,500	1,860	1,900	1,930	1,960	2,000																						

具体的施策	障害者の権利擁護の推進						
1-(2)-④-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○権利侵害についての相談や障害者虐待への対応、成年後見制度の利用支援や市民後見人※の活動支援など、障害のある人が地域で暮らす中で直面する様々な問題に対して、基幹包括支援センターが中心となり、関係機関との連携を図りながら、総合的な支援の実施に取り組みます。</p> <p>○権利擁護に関する各種制度の利用について幅広く周知し、障害のある人に限らず複合的課題に対応できる権利擁護支援体制の確立をめざします。</p>						
活動指標 15	○包括支援センターにおける権利擁護相談受付件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	375	332	578	600	650	700	750

具体的施策	成年後見制度の利用促進						
1-(2)-④-3							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するため、令和4年4月に「中核機関」を設置しました。必要な人が、成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、関係機関及び事業者や泉佐野市社会福祉協議会と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>○障害のある人の権利を擁護するため、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。</p> <p>○判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する市民後見人を養成・支援し、権利擁護活動の新たな担い手づくりを進めます。</p> <p>○契約能力があり、日常の金銭管理に支援が必要な人について、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。</p>						
活動指標 16	○成年後見制度利用支援事業の利用人数（人分／年）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	3	3	5	6	7	8

## 現状と課題

国の第5次障害者基本計画では、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会において培った経験等（レガシー）を生かした障害福祉の施策展開がうたわれているほか、令和4年3月にスポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画」において、共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進が重点施策として位置付けられるなど、障害のある人のスポーツの振興を進める取組が進められています。また、平成30（2018）年6月には、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元（2019）年6月には、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されるなど、障害のある人の文化芸術活動や生涯学習の振興のための法整備が行われています。

本市でも令和3（2021）年11月に「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」が施行され、その中で市は、視覚障害者等による図書館等の利用に係る必要な整備に努め、読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされています。

## ニーズ調査結果より

- 最近の社会参加の状況について、『活動あり（最近1か月間に1回以上の回答があったもの）』は、「買い物（日常の買い物を含む）」が58.8%と最も多く、次いで、「家族・友人・知人との交流」が40.4%となっています。これ以外の項目については概ね1割以下となっており、社会参加の形態が限られた状況にある人が少なくないことがうかがえます。
- 今後してみたい（続けたい）社会参加については、「買い物（日常の買い物を含む）」が60.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が52.4%となっています。また、「旅行」（40.0%）や「趣味などの文化・芸術活動」（30.3%）は、実際の参加状況と比べて今後してみたい割合が約20ポイント以上高くなっており、潜在的なニーズが大きいことが示されています。
- 18歳未満の日常の放課後や休日の過ごし方についてみると、「図書館」「体育館」については「ない（利用する気がない）」が最も多くそれぞれ5割弱、6割強となっており、「習いごと」についても、「ない（利用する気がない）」が最も多く4割近くなっています。

## 成果目標 3

項目	前回	中間	最終年度
	R 2年度	R 5年度	R 8年度
①スポーツ・サークル・文化活動の推進施策についての当事者の満足度	63%	67%	65%
②障害のある子どもの図書館の利用率	31%	22%	40%
③障害のある子どもの体育館の利用率	7%	5%	15%

## 分野の方向性

### (3) ①余暇活動・生涯学習活動の充実

- すべての人がスポーツ・文化活動を通じてお互いがふれあい、障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。より多くの市民の関心を向上させ、参加の促進を図るため、障害のある人や関係団体の参画による実行委員会等を組織し、企画段階から意見の反映を図るなど、参加しやすいスポーツ・文化活動の方法を検討し、内容の充実に努めます。
- 生涯学習センターや公民館等は、当事者団体やそれを支援する団体の活動の場として利用されており、関係団体との連携により、障害理解に関する講座を開催しています。障害のある人の文化活動への参加を促進するため、関係団体やボランティア等との連携の強化を図るとともに、高齢化が進みつつある支援者の状況を鑑みて、次世代への情報発信やボランティア、指導員の養成・確保に努めます。更に、障害の有無にかかわらず各種講座・サークル活動に参加ができるように体制づくりを進めます。

具体的施策	生涯学習の推進						
1-(3)-①-1							
担当課(室)	地域共生推進課 生涯学習課 人権推進課 青少年課 スポーツ推進課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係部局、関係団体と連携を強化し、障害の有無にかかわらず参加できる講座の開催をめざします。講座の開催にあたっては、多くの市民の参加を促進し、メニュー内容等について充実を図ります。</li> <li>○障害のある人が気軽にスポーツを楽しめるよう、利用料に係る減免制度の周知に努めます。</li> <li>○文化・レクリエーション活動を通して、障害のある人の交流機会の拡充を図ります。各種レクリエーションの開催にあたっては、プログラムの内容などの充実を図ります。</li> </ul>						
活動指標 17	○障害のある人を対象とした各種イベントの開催件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	19	4	4	20	20	20	20



具体的施策	スポーツ機会の充実																											
1-(3)-①-2																												
担当課(室)	地域共生推進課 スポーツ推進課																											
具体的施策の内容	<p>○障害者スポーツの競技性や一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため開催している、大阪府障がい者スポーツ大会への参加促進を図ります。</p> <p>○泉佐野市社会福祉協議会で開催しているポッチャ※教室の周知を図り、障害のある人とない人が、同じスポーツを通じて交流することやパラスポーツへの理解促進に努めます。</p> <p>○各種スポーツ大会の開催を支援するとともに、障害のある人が積極的に参加できるよう、企画段階から当事者の意見を取り入れ、誰もが参加しやすいスポーツ活動について検討します。</p> <p>○障害者スポーツの指導者やボランティアと連携し、イベントの規模及び参加者の障害の状況に応じた介助体制をとり、事故の防止に努めるなど、障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できる体制づくりを推進します。</p> <p>○スポーツに親しむ機会として障害のある人を対象としたスポーツ教室を開催し、生涯スポーツを推進します。</p>																											
活動指標 18	<p>○スポーツ教室への障害のある人の参加人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82</td> <td>46</td> <td>54</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	82	46	54	85	85	90	90
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
82	46	54	85	85	90	90																						

具体的施策	図書館におけるサービスの充実																											
1-(3)-①-3																												
担当課(室)	生涯学習課																											
具体的施策の内容	<p>○「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」に則り、電子図書館で利用可能な音声読上げ対応の電子書籍、デイジー図書※、大活字本、オーディオブック等、視覚障害者等にとって利便性の高い資料の質・量の充実に努め、多様なニーズに対応した図書の貸出しを行います。また、対面朗読サービスや拡大読書器、筆談ボードなど、障害の種類・程度に応じた配慮を払い、円滑な図書館利用を推進します。</p> <p>○障害がある人のニーズに基づいた資料の収集をおこない、館内の配架や周知等を工夫して、図書館資料をより一層活用してもらえるように努めます。</p>																											
活動指標 19	<p>○障害のある人が利用しやすい書籍等の年間貸出点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,921</td> <td>2,852</td> <td>3,481</td> <td>3,100</td> <td>3,150</td> <td>3,200</td> <td>3,250</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2,921	2,852	3,481	3,100	3,150	3,200	3,250
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
2,921	2,852	3,481	3,100	3,150	3,200	3,250																						

具体的施策	文化芸術活動に対する支援						
1-(3)-①-4							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○障害のある人の自立と生活の質の向上や自己実現に資することを目的に、障害の有無にかかわらず多くの人に参加できるように、芸術・文化活動の体験の機会を設けます。また、より多くの人々が芸術・文化活動に取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を行います。</p> <p>○障害福祉サービス事業所等が行っている芸術・文化活動の周知を図り、創造性豊かな絵画等の作品展示の協力など、障害のある人の芸術・文化活動を支援します。</p> <p>○泉佐野市・田尻町自立支援協議会就労支援部会主催の「障害者絵画作品展」を年1回開催し、障害のある人の文化芸術活動を通じた地域における交流・社会参加を推進します。</p>						
活動指標 20	○手話通訳等の障害者参加促進の取組を行う文化・芸術イベントの開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	0	0	3	3	4	4

## 基本目標2 ライフステージを通じて切れめのない支援体制を構築します

### 施策の分野4 療育・教育

#### 現状と課題

国連障害者権利委員会が令和4（2022）年9月に公表した「日本の報告に関する総括所見」では、障害のある子もいない子も共に学ぶインクルーシブ教育に関して、日本の取組の一層の強化について勧告されました。このことも踏まえつつ、国の第5次障害者基本計画では、インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備があらためて位置付けられています。

本市では、令和6（2024）年1月に施行された「泉佐野市こども基本条例」に基づき、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるよう「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現を目指しこども施策を推進します。

また、大阪府が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」という教育理念の下、支援教育の充実を進めており、就学時においては、保護者のニーズを把握し、乳幼児期の関係諸機関との連携を通して、障害のある子どものより良い就学に向けた支援を実施しています。令和2（2020）年4月には、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う「児童発達支援センター」を設置しています。

#### ニーズ調査結果より

- 障害のある子どもにとって望ましい就学環境については、「地域の学校の支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が31.3%で最も多く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が15.1%となっており、地域の学校への就学を希望する回答が多くなっています。
- 子どもの心身の発達への課題を含めて相談できる人については、「相談相手がいる」が75.4%、「相談相手がない」は19.0%となっています。相談相手がない人の相談についての考えでは、「市役所や施設などの窓口で相談すれば、それで十分」が45.9%で最も多く、次いで「親同士のつながりが重要であると思うが、どのようにしてつながりを作ればよいかわからない」が39.3%となっており、保護者の孤立を防ぐための支援の必要性がうかがえます。
- 障害のある子どもがライフステージを通じて切れめのない支援を受けられることを目的として平成30（2018）年度から配付しているサポートブック「はぐノート」については、「持っている」が65.4%、「持っていない」が34.6%となっています。所持している人の活用の状況をみると、全体では「はぐノートに記入はしているが、活用

していない」が52.1%と最も多く、次いで「はぐノートに記入し、すでに活用している」が25.6%、「記入していない（書き方がわからないなど）」が20.5%となっています。前回調査では「はぐノートに記入し、すでに活用している」は16.7%だったことより、活用が少し進んだことがうかがえます。

## 成果目標4

項目	前回	中間	最終年度
	R2年度	R5年度	R8年度
①障害の特性に応じたこども園・保育園での保育内容・小・中学校での教育内容についての満足度	67%	60%	70%
②通っている学校生活での問題点について「特にない」と答えた割合	43%	29%	50%
③休日や放課後等の主な過ごし方について「特にない」と答えた割合	5%	4%	5%

## 分野の方向性

### (4) ①障害のある子どもの育ちを支える体制の整備

- 障害のある子どもに関わる関係機関が連携・協力し、乳幼児期から就学期、成人期までのライフステージにおいて切れめのない支援体制を構築します。
- 障害や発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。

具体的施策	切れめのない支援体制の構築						
2-(4)-①-1							
担当課(室)	子育て支援課 健康推進課 学校教育課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健、医療、福祉、教育等、障害のある子どもに関わる機関で組織する要保護児童対策地域協議会（障害児支援部会）において、関係機関が連携・協力し、障害児並びにその家族に対する支援施策を構築・推進します。</li> <li>○障害児サポートブック「はぐノート」の普及・啓発を図るため、支援者や保護者に対する研修会や講演会を開催するとともに、「はぐノートの会」を開催し、活用に努めます。</li> <li>○障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにするため、支援学校*等から引継ぎがあった場合には関係機関で必要な協議が行われるよう、体制整備を図ります。</li> <li>○ライフステージを通じた切れめのない支援をめざして、関係各機関によるワーキングの立ち上げを検討します。</li> </ul>						
活動指標 21	○「はぐノートの会」の開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	5	9	12	16	16	16	16

具体的施策	早期発見・早期療育体制の充実						
2-(4)-①-2							
担当課(室)	健康推進課 子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○乳幼児健診、育児相談、発達相談等の機会の活用により、障害の早期発見に努めます。また、早期療育のできる機関と連携し、支援を継続します。</p> <p>○健康診査事後事業（親子教室）及び児童発達支援センターにおける療育及び支援の内容充実を図ります。</p>						
活動指標 22	○乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月児健診）（％）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	97.8	97.7	101.7	99.8	99.9	99.9	99.9

具体的施策	保護者への支援						
2-(4)-①-3							
担当課(室)	子育て支援課 健康推進課						
具体的施策の内容	<p>○児童発達支援センターにおいて、情報提供や相談支援等を行い、また、定期的に専門職（ST、PT、OT、心理士、看護師、栄養士等）を講師として学習会を開催するなど、引き続き、障害のある子どもを持つ保護者への支援を行います。</p> <p>○発達障害のある子どもの行動を理解し、適切な対応を具体的に学び、より良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加をめざすプログラムである「ペアレント・トレーニング」の実施について研究・検討を行います。</p>						
活動指標 23	○ペアレント・トレーニングの開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	0	0	0	1	1	1	1

具体的施策	児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築						
2-(4)-①-4							
担当課(室)	子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○児童発達支援センターにおいては、通所利用の障害児やその家族への支援を行うだけでなく、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言、保育所等訪問支援などの地域支援を行うなど、施設の有する専門機能を活かし、地域の中核的な療育支援施設としての機能の充実に努めます。</p>						
活動指標 24	○児童発達支援センター主催の研修会の開催回数（対象：事業者・保護者）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	-	4	4	5	6	6	6

具体的施策 2-(4)-①-5	本人を中心とした障害児支援利用計画作成によるケアマネジメントの推進						
担当課(室)	子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○障害のある子ども及び保護者の意向、個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた障害児支援利用計画の作成に努めます。また、相談支援専門員のスキルの向上に努めます。</p> <p>○良質なケアマネジメントを推進するため、障害児相談支援の適切な事業所数の確保に努めます。</p>						
活動指標 25	○障害児相談支援の支給決定人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	190	242	258	231	242	254	266

具体的施策 2-(4)-①-6	発達障害のある幼児・児童に対する支援						
担当課(室)	健康推進課 子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○乳幼児健診、育児相談、発達相談から早期発見に努めます。また、乳幼児や保護者の心身の状況や家庭環境に応じた支援を行います。</p> <p>○こども園や保育園、児童発達支援センターにおいては、配慮を要する児童に対し、引き続き、発達相談（巡回相談・保育相談・教育相談）の充実を図ります。</p>						
活動指標 26	○乳幼児健診関連の発達相談の実施人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	327	340	370	362	374	381	392

具体的施策 2-(4)-①-7	教育環境の整備						
担当課(室)	教育総務課						
具体的施策の内容	○火災や地震など災害時における観点も考慮しつつ、障害のある児童・生徒がその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒と共に受けることができる、教育環境づくりに努めます。						
活動指標 27	○学校施設（小学校数 13、中学校数 5）における校舎各階及び屋内体育館多目的トイレ設置基数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	50	60	89	90	90	91	91

(4) ②一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、就学に関する適切で多様な情報を提供するとともに、就学後も一人ひとりの将来の自立を見据えた教育相談機能の充実を図ります。
- 小学校、中学校のすべての学校で「個別の教育支援計画」を作成します。また、それに基づき作成する「個別の指導計画」について、内容の充実を図ります。

具体的施策	インクルーシブ教育システムの構築																											
2-(4)-②-1																												
担当課(室)	学校教育課																											
具体的施策の内容	<p>○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念の下、支援教育の充実を進めます。就学時においては、保護者のニーズを把握し、就学前の関係諸機関との連携を通して、障害のある子どものより良い就学に向けての支援を実施します。また、一人ひとりの児童・生徒の障害や発達の実態を関係機関や専門家との連携の下把握し、就学後も学校園の巡回相談などを通して支援の充実に努めます。</p> <p>○学校園においては支援体制や環境の整備・充実をより一層図るとともに、教育課程及び指導方法の改善充実に努め、知識だけではなく、一人ひとりが主体的に出会って学ぶことを大切にする多様な交流教育に取り組みます。</p> <p>○年度当初に支援教育に係る教育課程説明会を実施し、個々に応じた教育課程を作成します。同時に「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成します。更に、支援教育コーディネーター※連絡会を実施し、教育内容の充実を図ります。</p> <p>○支援学級入級児童・生徒のみならず、通級指導教室に通う児童・生徒や通常学級の児童・生徒についても「個別の教育支援計画」を作成し、より丁寧な個別の支援につなげていく必要があるため、取組の充実を図ります。</p>																											
活動指標 28	<p>○小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	100	100	100	100	100	100	100
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
100	100	100	100	100	100	100																						

具体的施策	福祉教育・共同学習の推進						
2-(4)-②-2							
担当課(室)	学校教育課						
具体的施策の内容	<p>○小・中学校における福祉教育を更に推進します。「複数年にわたる体系的なプログラム」に基づき、高齢者や障害のある人との交流及び体験学習を進めます。また、通常学級と支援学級の交流及び共同学習、行事交流や居住地交流等、支援学校との交流を更に推進します。</p> <p>○支援教育推進委員会や支援教育コーディネーター連絡会等の場で、福祉教育についての研修や取組の情報交換の場を持つことにより、更なる推進に努めます。</p> <p>○放課後等デイサービス等の通所支援事業と学校の放課後事業等との連携等、相互交流の機会の促進に向けた方策を検討します。</p>						
活動指標 29	○各小・中学校における支援学級や支援学校との交流回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	21	15	18	24	24	25	25

#### (4) ③放課後等の居場所の充実

- 放課後や長期休暇中等の居場所として、放課後等デイサービスや放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等の充実を図ります。

具体的施策	放課後等の居場所の充実						
2-(4)-③-1							
担当課(室)	子育て支援課 学校教育課						
具体的施策の内容	<p>○障害のある子どもの自立の促進及び放課後等の居場所づくりを推進するため、大阪府と連携し、学校通学中の児童が放課後や長期休暇中に身近なところで必要な訓練等を利用できるよう、放課後等デイサービスの量の確保に努めます。</p> <p>○放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、障害の有無にかかわらず、放課後や長期休暇中に適切な遊び場及び生活の場を提供することにより児童の健全育成を図ることを目的として実施していますが、時間延長を図るなど、内容の充実を図ります。</p>						
活動指標 30	○放課後等デイサービスのサービス確保数（人日分/月）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	2,628	3,042	3,106	3,319	3,382	3,454	3,526



## 現状と課題

国においては、中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題が大きな批判を浴び、それを受けて障害者雇用促進法が改正され、令和2（2020）年4月から施行されています。これは、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援や、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることを目的としており、国及び地方公共団体に対しては、「障害者活躍推進計画」の策定を義務付けています。

厚生労働省の取りまとめによると、令和5（2023）年の障害者雇用状況は、民間企業で法定雇用率（2.3%）を達成した企業の割合は50.1%で、前年を1.8ポイント上回っています。また、国においても雇用率は2.92%で、法定雇用率（2.6%）を上回っている状況です。

大阪府においては、改正ハートフル条例が令和2（2020）年9月に施行され、法定雇用率未達成の事業主を対象とした取組の強化が図られています。一方で、大阪府における障害者の雇用をめぐる情勢は、令和5（2023）年6月1日時点の障害者の実雇用率が2.35%（都道府県で36位）で法定雇用率を上回る一方、法定雇用率達成企業割合については、46.1%（都道府県で46位）となっており、全国的にも低い水準にとどまっています。

本市においては、泉州南障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関との連携により、相談者への情報提供が行われていますが、より一層の労働分野と福祉分野をはじめとする関係機関の連携体制の充実が求められています。就労支援の強化については、具体的な数値目標を掲げ、様々な取組を進めてきた結果、一定の成果は出ているところですが、平均工賃水準は依然として低い状態です。

## ニーズ調査結果より

- 現在の就労状況については、全体では「働いていない」が43.5%で最も多く、「働いていない」を除くと身体障害者手帳所持者では「会社などで正社員・正職員として働いている」が18.1%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」がそれぞれ44.6%、17.3%で最も多くなっています。また、収入の月額については、収入の月額については、全体では10万円未満の回答が43.2%となっています。
- 働く上で必要な条件については、全体では「障害の特性を踏まえた勤務条件であること」が39.1%と最も多く、次いで「障害に対する周囲の理解があること」が33.7%となっています。

## 成果目標 5

項目	前回	中間	最終年度
	R 2年度	R 5年度	R 8年度
①就労支援体制への当事者の満足度	61%	56%	65%

## 分野の方向性

### (5) ①適性や能力に応じた就労の場の確保

○一人ひとりの適性や個性を活かして就労し、働き続けることができる社会環境の実現に向け、企業や就労支援に関わる関係機関、庁内の関係各課など、すべての関係者が協力し、就労から職場定着、又は離職後の再就職にいたるまで切れ目のない支援体制を構築します。

具体的施策	障害者雇用の拡大（入札時等の障害者雇用の評価、特例子会社の誘致等）																					
2-(5)-①-1																						
担当課(室)	総務課 おもてなし課 人事課																					
具体的施策の内容	<p>○市内入札参加資格登録業者に対し実施している「総合評価制度」（障害のある人をはじめとした就職困難者の雇用等について評価項目として設定し、協力者に対し加点を行う）の趣旨について更に理解を深めてもらうように努めるとともに、現行の評価制度の内容を確認しつつ、その時々に応じた評価制度の確立に努めます。</p> <p>○「泉佐野市特例子会社※設置支援事業補助金」により企業が特定子会社を設置する際の負担を軽減し、市内への新たな特例子会社の誘致に努めます。</p> <p>○「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を尊重し、法定雇用率を基準として、市職員における障害のある人の雇用に努めます。</p>																					
活動指標 31	<p>○市職員における障害のある人の雇用率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.3</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2.3	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
2.3	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8																

具体的施策	企業等の障害者雇用の不安の除去（事業所人権連絡会への情報提供等）																					
2-(5)-①-2																						
担当課(室)	まちの活性課																					
具体的施策の内容	<p>○泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会において、ワーキンググループ会議の開催時や会員事業所向けの研修会、その他配布物等による広報を通して、障害のある人の雇用に関する啓発を行い、障害者トライアル雇用※をはじめとした各種支援制度等の情報提供を行い、障害のある人の雇用への不安の除去に努めます。</p>																					
活動指標 32	<p>○会員事業所に対しての情報提供回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	6	9	11	6	6	6	6
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
6	9	11	6	6	6	6																

具体的施策	障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携による就労支援体制の強化						
2-(5)-①-3							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○自立支援協議会就労支援部会において、泉州南障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、支援学校、就労移行支援事業所などの関係機関と連携し、障害のある人一人ひとりに応じた適切な支援が提供されるよう、労働分野と福祉分野との連携体制を構築し、就労支援体制の強化を図ります。</p> <p>○「泉佐野市・田尻町就労支援事業所パンフレット」及び「授産品リスト」等を活用し、就労支援事業所の受注拡大および一般就労への移行拡大に努めます。</p>						
活動指標 33	○自立支援協議会就労支援部会の開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	0	3	2	2	2	3	3

具体的施策	就労移行支援事業の機能強化						
2-(5)-①-4							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○就労移行支援事業において、労働施策と連携を図りながら、就労するにあたっての基礎的な訓練から職場定着までの一貫した支援を図ります。また、関係機関との連携を強化し、就労の啓発・PR活動の充実を図ります。</p>						
活動指標 34	○一般就労への移行人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	19	13	14	28	28	28	28

具体的施策	就労継続・就労定着支援事業の充実						
2-(5)-①-5							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援（A型、B型）について、それぞれの機能や役割分担を踏まえ、地域において不足するサービス基盤の整備や質の向上に取り組みます。</p> <p>○就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や家族、関係機関との調整や課題解決に必要な支援に取り組みます。</p> <p>○令和7年10月より新設される予定の就労選択支援について、地域で利用できる事業所を確保し、必要なサービス提供体制の整備に努めます。</p>						
活動指標 35	○就労継続支援事業所定員人数（A型）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	40	60	60	60	60	60	60

(5) ②工賃水準の向上

- 「障害者優先調達推進法」の取組の趣旨を民間にも広げていけるよう、全庁的な取組が必要となっています。物品及び役務の調達にあたっては、優先的かつ計画的に障害者就労施設等から調達するよう努め、調達に伴う発注事務手続きを簡素化するなど、全庁を挙げた推進体制の確立に取り組めます。
- 庁舎等を活用した製品販売スペースの提供や障害者就労施設等に関する情報の提供に取り組めます。

具体的施策	工賃水準の向上・授産製品の販路拡大						
2-(5)-②-1							
担当課(室)	全課						
具体的施策の内容	○障害者優先調達推進法への取組として、物品や役務の調達における障害者就労施設等への発注額の拡大に努めます。調達方針の策定や契約事務取扱要綱の改正等による発注事務手続きの改善、発注における発注量や納期への配慮など、障害者就労施設等が受注しやすい状況となるような取組を行い、発注額の拡大に努めます。						
活動指標 36	○障害者就労施設等への発注額（千円）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1,062	740	1,047	1,300	1,400	1,500	1,600

## 現状と課題

国においては、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの提供体制を整えることで、障害のある人の生活・就労・社会参加を支援する体制整備が進められてきました。しかし、社会参加を確保するための支援の充実や、地域における生活の場の確保、重い障害があっても地域で自立して生活し続けられる環境づくり、就労の促進、制度の狭間にある人の支援等、様々な課題があり、支援の充実が求められています。具体的な施策としては、地域生活を支援する拠点の整備や、発達障害のある人への支援の充実、医療的ケアを必要とする子どもや重度の障害のある子どもを含む障害児支援の体制整備、相談支援の強化等が進められています。

本市では「障害のある人が主体的に生きることのできる社会の実現」をめざし、障害のある人一人ひとりが希望や目標を持って地域生活を送れるよう、必要となる障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。また、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援の充実を図るとともに、保健、医療、障害、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。また、障害福祉サービス等の担い手となる人材の確保も大きな課題となっており、事業所や大阪府等と連携した取組が求められます。

## ニーズ調査結果より

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについてみると、全体では「将来の生活に関すること」が54.3%と最も多く、安心して地域で生活を続けられる環境づくりが引き続き課題となっています。所持手帳別にみると、身体、知的、精神ともに「将来の生活に関すること」が最も多く、次いで身体では「障害や病状に関すること」、知的では「金銭の管理に関すること」、精神では「家計・経済に関すること」となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、他の障害と比べて困っていることや不安に思っていることの各項目の回答割合が高くなっています。
- サービスを「何も利用していない」は48.0%となっています。理由については「必要性を感じないから」が50.1%と最も多く、次いで「サービスのことを知らない、または利用方法がわからないから」が29.7%となっています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者については、「サービスのことを知らない、または利用方法がわからないから」が36.7%となっています。サービスについて十分な知識がないために利用に結びついていない人が一定数いることがうかがえます。
- 今後3年以内に一緒に暮らしたい人については、全体では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が33.1%と最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が23.7%となっています。身体障害者手帳所持者では、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が44.3%、療育手帳所持者では、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が

41.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「一人で暮らしたい」が33.0%と、それぞれ他の障害より多くなっています。

## 成果目標 6

項目	前回	中間	最終年度
	R2年度	R5年度	R8年度
①保健・医療・福祉サービスについての当事者の満足度	62%	64%	65%

## 分野の方向性

### (6) ①障害児通所支援の充実

○児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の障害児通所支援サービス事業を推進し、療育面・訓練面も含めた質の高い障害児支援の充実に取り組みます。

具体的施策	児童発達支援、放課後等デイサービス等の適切なサービスの提供						
2-(6)-①-1							
担当課(室)	子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。</p> <p>○在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。</p> <p>○重症心身障害などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。</p>						
活動指標 37	○児童発達支援の月平均利用人数（人分/月）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	76	101	117	119	121	123	125

(6) ②地域で暮らし続けるための在宅サービス等の充実

○障害のある人が自ら希望する場所で社会と関わりながら暮らしていけるように、居宅での生活を支援する訪問系サービス、昼間の活動を支援する日中活動サービス及び生活の場を提供する居住系サービスの充実を図ります。

具体的施策	居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の訪問系サービスの量的・質的充実						
2-(6)-②-1							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○訪問系サービスには、居宅介護・重度訪問介護<sup>*</sup>・同行援護<sup>*</sup>・行動援護<sup>*</sup>・重度障害者等包括支援<sup>*</sup>のサービスがあります。訪問系サービスは、日常生活上の支援など地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。</p> <p>○障害のある人が65才以上になっても従来から受けてきたサービスを継続して利用できるよう、新たに位置付けられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。</p>						
活動指標 38	○居宅介護の月平均利用人数(人分/月)						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	316	413	395	403	411	419	427

具体的施策	短期入所及び日中活動系サービスの量的・質的充実						
2-(6)-②-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○居宅においてその介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の支援を行います。</p> <p>○日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護<sup>*</sup>がありますが、障害のある人の自立と社会参加を図るため、利用者のニーズや状況に応じた適切な支援を実施します。</p>						
活動指標 39	○短期入所の月平均利用人数(人分/月)						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	52	58	33	34	35	36	37

具体的施策	グループホームなど住まいの確保と自立生活支援体制の強化						
2-(6)-②-3							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。福祉施設や精神科病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人等と連携し、グループホームなどの居住基盤の整備を働きかけます。</p> <p>○入所施設やグループホームから地域生活に移行した人への巡回訪問、相談支援を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。</p> <p>○障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、緊急時の相談や受入れ・対応など、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う地域生活支援拠点等を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。</p> <p>○障害福祉サービスだけでなく、地域型包括支援センターや地域住民による声かけや見守りなどの支援も含めた地域生活の支援体制の整備に努め、障害のある人の地域での一人暮らし等を支援します。</p>						
活動指標 40	○共同生活援助（グループホーム）の月平均利用人数（人分／月）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	105	139	160	168	177	186	195

具体的施策	地域生活への移行（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）						
2-(6)-②-4							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○自立支援協議会地域移行部会を中心に、保健・医療・福祉に携わる関係者が情報共有や連携を図り、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、幅広い支援を行います。</p> <p>○計画相談支援事業所への研修等を通じて、地域移行支援・地域定着支援を実施する事業所の確保に努めていきます。併せて、今後は自立支援協議会地域移行部会等の協議の場を活用して、病院、訪問看護事業所など地域の医療・福祉に携わる関係機関が連携して精神障害のある人の地域での生活を支援する体制づくりを進めます。</p>						
活動指標 41	○自立支援協議会地域移行部会の開催回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	0	0	2	3	3	3



(6) ③地域生活支援事業の充実

○障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施する事業である地域生活支援事業の充実を図ります。

具体的施策	意思疎通支援の充実						
2-(6)-③-1							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	○令和4年12月に施行された泉佐野市手話言語条例に基づき、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成研修の実施、及び意思疎通支援事業（手話通訳者設置・手話奉仕員派遣）の実施、又は ICT 機器の活用を通じて、聴覚、音声・言語機能、視覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに困難な障害のある人等のニーズへの対応に努めます。						
活動指標 42	○手話通訳者派遣事業の実利用人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	15	29	17	18	19	20	21

具体的施策	移動支援の充実						
2-(6)-③-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	○地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。 ○移動支援は、社会参加や自己実現を支える重要なサービスであることから支援内容の充実を図ります。より利用しやすい制度となるように、事業内容の情報を提供するとともに、サービス提供事業所を確保します。						
活動指標 43	○移動支援の実利用人数（人分／年）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	329	302	321	334	347	362	378

具体的施策	地域活動支援センター機能の充実																											
2-(6)-③-3																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○地域で暮らす精神障害のある人の憩いの場、仲間づくりの場として、日常生活上の相談やレクリエーション活動、地域住民との交流の促進を図ります。</p> <p>○精神保健福祉士等を配置し、地域の社会基盤との連携や精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行います。</p>																											
活動指標 44	<p>○地域活動支援センター（I型）の実利用人数（人分／年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>119</td> <td>108</td> <td>112</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	119	108	112	120	120	120	120
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
119	108	112	120	120	120	120																						

具体的施策	日常生活用具給付等事業の充実																											
2-(6)-③-4																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○利用者の特性にあった適切な日常生活用具を給付します。重度の障害のある人等には、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を行います。</p> <p>○利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。</p> <p>○医療的ケアを必要とする方の災害時の不安を軽減するため、令和6（2024）年4月より「人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー」を人工呼吸器常用者以外の、日常的に医療的ケアを必要とする方にも対象拡大予定。</p> <p>○利用者の最新のニーズを反映するため、更なる対応品目の拡大について検討を進めます。</p>																											
活動指標 45	<p>○日常生活用具の給付件数（件／年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,492</td> <td>2,516</td> <td>2,490</td> <td>2,492</td> <td>2,492</td> <td>2,492</td> <td>2,492</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2,492	2,516	2,490	2,492	2,492	2,492	2,492
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
2,492	2,516	2,490	2,492	2,492	2,492	2,492																						

(6) ④専門性の高い分野への支援の充実

○医療的ケアを必要とする重症心身障害児者、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等、これまで施策の谷間にあった方々への支援の充実を図ります。

具体的施策	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の在宅生活を支える基盤整備の推進						
2-(6)-④-1							
担当課(室)	地域共生推進課 子育て支援課						
具体的施策の内容	<p>○医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられるよう、医療と福祉の連携による地域ケアシステムを構築するための課題及び推進方策の検討を行うとともに、一定の研修を受講した介護職員が行うたん吸引等の制度の推進、及び適切な情報提供により、障害福祉サービス事業所において医療的ケアに従事する人材の確保を図ります。</p> <p>○専門的な知識や経験に基づいて、関係機関との連携を図りつつ、生活を支援する医療的ケア児等コーディネーターを配置します。</p> <p>○身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する方法を検討するとともに、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の情報提供等に努めます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする新生児の、集中治療室入院中から退院後の在宅生活を見据えた支援体制づくりについて、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、発達段階に応じた切れ目のない支援体制づくりに努めます。</p>						
活動指標 46	○医療的ケア児等コーディネーターの配置人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	2	2	2	5	5	5

具体的施策	支援の届きにくい障害等のある人への支援の充実						
2-(6)-④-2							
担当課(室)	子育て支援課 地域共生推進課 健康推進課						
具体的施策の内容	<p>○発達障害のある人・子どもについて、乳幼児期・就学期・成人期を通じて切れ目のない支援を受けられるよう、各関係機関が連携して対応します。また、「大阪府発達障がい児者支援プラン」の考え方に則り、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）等と連携して、成人期の発達障害のある人の地域における相談支援の窓口を整備します。</p> <p>○高次脳機能障害のある人が、安心して地域生活が送れるよう、大阪府高次脳機能障がい相談支援センターと連携して、短期入所・グループホームなど必要なサービス及び相談支援体制の確保に努めるとともに、相談支援専門員等について、高次脳機能障害に対する理解を促します。また、大阪府高次脳機能障がい地域支援ネットワークに参画し、泉州圏域での社会資源の充実に努めます。</p> <p>○難病のある人が、安心して地域生活が送れるよう、短期入所・グループホームなど必要なサービス及び相談支援体制の確保に努めます。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成27（2015）年1月施行）等の成立に伴う、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の拡大について、国の制度改正の動向を踏まえ、必要とする人にサービスが行きわたるよう市民に対して適切な周知を行います。</p> <p>○強度行動障害の状態を示す方への支援について、府立砂川厚生福祉センター等</p>						

	と連携し、研修や講座等を通じて、地域で受入れ可能な事業所の充実に努めます。																					
活動指標 47	<p>○難病を理由とする障害福祉サービス支給決定人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	4	6	9	8	9	10	11
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
4	6	9	8	9	10	11																

(6) ⑤保健・医療体制の充実

○障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション※等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。入院中の精神障害のある人の退院、地域移行を促進するため、精神障害のある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

具体的施策	障害の原因となる疾病等の予防・治療																					
2-(6)-⑤-1																						
担当課(室)	健康推進課 国保年金課																					
具体的施策の内容	<p>○がん検診等の受診率を上げるにより、障害の原因となる疾患の早期発見と早期治療を図ります。</p> <p>○生活習慣病の予防や重症化予防のために、健康教室や健康相談等の充実に努めます。</p> <p>○国民健康保険加入者については、特定健診の受診率を上げ、特定保健指導の利用率を向上させます。</p>																					
活動指標 48	<p>○特定健診受診率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.7</td> <td>30.5</td> <td>33.3</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	33.7	30.5	33.3	60	60	60	60
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
33.7	30.5	33.3	60	60	60	60																

具体的施策	自立支援医療制度による公費負担助成						
2-(6)-⑤-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援医療（更生医療※・育成医療※）の支給認定を受けた障害のある人等の支給対象疾患に要する医療費に対し公費負担を行います。</li> <li>○自立支援医療（精神通院医療※）の支給申請を受付け、大阪府担当部局へ速やかに進達して適切な運用に努めます。</li> <li>○制度を知らなかったことにより利用できなかったということがないよう、病院の窓口等を通じた周知に努めます。</li> </ul>						
活動指標 49	○自立支援医療（精神通院）申請書の進達件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	2,226	2,433	2,674	2,600	2,650	2,700	2,750

具体的施策	障害者医療費助成制度等による公費負担助成						
2-(6)-⑤-3							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1～2級の身体障害者手帳所持者（児）、重度の知的障害のある人（児）及び中度の知的障害のある人で身体障害者手帳所持者（児）を対象とする障害者医療費助成制度により、医療費の一部を助成します。</li> <li>○20歳未満の、3～4級の身体障害者手帳所持者（児）及び中度の知的障害のある人（児）を対象とする心身障害児医療費助成制度により、医療費の一部を助成します。</li> <li>○大阪府の福祉医療費助成制度の枠組みが平成30（2018）年4月に改正され、精神障害者保健福祉手帳1級所持者（児）及び重度難病患者が助成対象に加わりましたが、今後も国・府の動向を注視しながら、持続可能な制度の運用に努めます。</li> </ul>						
活動指標 50	○障害者医療助成件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	60,217	58,694	59,947	61,500	62,000	62,500	63,000

具体的施策	医学・社会的リハビリテーションの推進						
2-(6)-⑤-4							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○大阪府や大阪府理学療法士会等と連携し、リハビリテーションが必要な障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で、残存機能を活かしながら、その人らしくいきいきと暮らすためのリハビリテーション体制を構築するよう努めます。</p> <p>○ロコモティブシンドローム※（運動器症候群）の概念を周知・啓発し、介護予防のための取組として、市民を対象とした講座を行います。</p>						
活動指標 51	○介護予防に係るロコモ体操延べ参加人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1,381	666	1,448	2,200	2,500	3,000	3,000

具体的施策	こころの健康づくり・自殺予防対策の推進						
2-(6)-⑤-5							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○医療機関等の関係機関との連携を強化し、こころの健康づくりを推進します。また、精神疾患の早期発見・早期治療などについて、保健所と連携し進めます。</p> <p>○庁内に連絡会議を設置し、関係課が協働して自殺対策事業に取り組みます。また、市民や行政機関、地域団体、福祉関係支援団体職員等を対象に、ゲートキーパー養成や各問題別の自殺対策に関する知識の取得を目的とした研修等を実施します。</p> <p>○市民に広く自殺対策についての理解を深めるため、市民への啓発も継続して取組を行います。</p>						
活動指標 52	○研修会への参加者数（人／年）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	48	115	184	65	65	65	65

(6) ⑥経済的自立の支援

○障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、諸手当を支給するとともに、年金や各種の税制上の優遇措置について周知し、経済的自立を支援します。

具体的施策 2-(6)-⑥-1	障害年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当による支援																					
担当課(室)	地域共生推進課 国保年金課																					
具体的施策の内容	<p>○障害年金その他の各種手当について、受給資格を有する人が、制度の不知・無理解により年金・手当を受け取ることができないことのないよう、引き続き、制度の周知に取り組みます。</p> <p>○常時特別な介護を必要とする在宅障害児者に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給します。</p> <p>○重度もしくは中度の障害がある 20 歳未満の在宅の児童を監護している方に対して、大阪府から支給される手当である特別児童扶養手当について、申請を受付けます。</p>																					
活動指標 53	<p>○特別障害者手当等の受給人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>287</td> <td>269</td> <td>271</td> <td>287</td> <td>287</td> <td>287</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	287	269	271	287	287	287	287
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
287	269	271	287	287	287	287																

具体的施策 2-(6)-⑥-2	水道料金・下水道使用料等の減免																					
担当課(室)	経営総務課 地域共生推進課																					
具体的施策の内容	<p>○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受給する人のいる世帯に対して、水道料金・下水道使用料等の減免を行い、障害のある人が地域で生活しやすいように経済的に支援します。</p>																					
活動指標 54	<p>○障害福祉関連諸手当受給世帯の水道料金・下水道使用料等の減免件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>445</td> <td>384</td> <td>384</td> <td>445</td> <td>445</td> <td>445</td> <td>445</td> </tr> </tbody> </table>	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	445	384	384	445	445	445	445
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
445	384	384	445	445	445	445																

(6) ⑦サービスの質の確保・向上

- ニーズに応じた質の高い支援を安定的に供給するため、指定障害福祉サービス事業者に対して助言・指導を行い、また、様々なアプローチから事業者やその従業員の質の向上を図ります。

具体的施策	サービスの質の向上に向けた取組の推進						
2-(6)-⑦-1							
担当課(室)	広域福祉課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○指定障害福祉サービス事業者に対し、実地指導や毎年行う集団指導において、障害者虐待防止について周知を行うとともに、実地指導時においても障害のある人の人権や合理的配慮について助言・指導を行います。また、身体拘束等の適正化や業務継続に向けた感染症や災害への対応強化について、基準に則った適切な運営がなされるよう助言・指導を行います。</p> <p>○個別の事業者に対して、利用上のトラブル防止や適正な支援が実施されているかどうかの確認・助言・指導を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○事業所連絡会において、大阪府の事業等を活用し、事業所を対象とした研修等を実施することにより、障害福祉従業者のスキルアップを図ります。</p> <p>○障害福祉サービスの質の向上を図るため、障害福祉サービス事業者に対して、実地指導や指導監査等の場を活用し、第三者評価の積極的な受審を行うよう促進に努めます。</p>						
活動指標 55	○泉佐野市所在の障害福祉サービス事業所への指導監査実施か所数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	34	39	37	40	40	40	40

具体的施策	支援人材の確保						
2-(6)-⑦-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○主任相談支援専門員をはじめとする障害者支援における専門的な知見を有する人材の育成と確保に向け、事業所への研修機会や情報提供等を行います。</p> <p>○サービスの担い手となる福祉人材の確保に向け、障害福祉の現場についての積極的な情報発信を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進し、大阪府・事業所と連携した人材確保・定着の取組を推進します。</p>						
活動指標 56	○事業所を対象とした研修等に関する情報提供回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	10	12	13	12	12	12	12



#### 現状と課題

大阪府においては、全国に先駆けて平成5（1993）年4月に施行した「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化が進められています。近年では、平成30（2018）年6月に「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」、平成31（2019）年3月に「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」、令和2（2020）年3月に「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を策定するなど、福祉のまちづくりの更なる充実が図られています。

本市においては、府の条例等に基づき、公共建築物やその周辺地区のバリアフリー化を進めています。公共施設や商業施設に対しては、「ゆずりあい駐車区画」の整備及びその協力依頼を進めていますが、更なる周知・拡大が必要です。公共交通機関においては泉佐野市バリアフリー構想に基づき、JR日根野駅、南海羽倉崎駅のバリアフリー化を行い、続けて南海鶴原駅、南海井原里駅のバリアフリー化を完了しました。

情報アクセシビリティ※の面においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に公布・施行され、本市においても「泉佐野市手話言語条例」が令和4年12月26日に公布・施行されました。

#### ニーズ調査結果より

- ひとりで外出することができるかについてみると、全体では「ひとりで外出できる」が69.5%と最も多く、次いで「介助者がいれば外出できる」が25.2%となっています。所持手帳別にみると、身体、精神では「ひとりで外出できる」がそれぞれ69.7%、78.1%、療育手帳所持者では「介助者がいれば外出できる」が55.4%で最も多くなっています。
- 身のまわりで改善が必要なものについては、「障害への理解」が44.2%で最も多くなっており、次いで「緊急事態が起こったときの対応」が30.4%となっています。
- 必要な情報をどこから入手しているかについては、全体では「家族・親せき」が51.0%で最も多くなっており、次いで「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が43.3%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が28.7%となっています。

## 成果目標 7

項目	前回	中間	最終年度
	R 2年度	R 5年度	R 8年度
①道路、公園、緑地、公共建築物などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進についての当事者の満足度	56%	62%	60%

## 分野の方向性

### (7) ①福祉のまちづくりの推進

- 自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。
- 「泉佐野市都市計画マスタープラン」、「泉佐野市みどりの基本計画」と連動して取組を継続し、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。
- 市有建築物について、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律※（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、多機能トイレやエレベーター、案内板の設置など、バリアフリー化を進めます。

具体的施策	安全で安心な歩行者空間及び公園の整備						
3-(7)-①-1	(福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの推進)						
担当課(室)	道路公園課						
具体的施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路及び準生活関連経路の整備を進めるとともに、その他の市管理道路においてもすべての利用者が安全に利用できる歩行者空間の整備を進めます。</li> <li>○「泉佐野市みどりの基本計画」に基づき、日常生活圏のレクリエーションの場として、公園入口から公園内へのアプローチの整備、段差解消など、子どもだけでなく高齢者や障害のある人も安心して利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、人にやさしい公園整備に努めます。</li> <li>○公園の大規模改修時には、都市公園移動等円滑化基準に基づく整備を進めます。</li> </ul>						
活動指標 57	○歩道段差解消等の改良済み（歩道付きの市道）割合（％）						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	62.0	63.0	63.0	65.0	66.0	67.0	68.0





具体的施策	住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居促進																											
3-(7)-①-2																												
担当課(室)	都市計画課 地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○住宅セーフティネット法※に基づいて、大阪府、府内市町村、大阪府宅地建物取引業協会、居住支援団体など官民一体となって設置する居住支援協議会「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参画し、障害のある人など住宅確保要配慮者に対して円滑に住宅が供給されるよう、居住支援の取組を推進します。</p> <p>○福祉部局と住宅部局との連携の強化により、あんしん賃貸支援事業等を活用し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。</p> <p>○協力登録店へ呼びかけ、あんぜん・あんしん賃貸及びあんしん賃貸住宅の住宅登録の推進に努めます。</p>																											
活動指標 58	<p>○あんしん賃貸支援事業支援団体・協力店登録件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	8	9	7	12	13	14	15
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
8	9	7	12	13	14	15																						

(7) ②外出しやすいまちづくり

- 自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して外出できる環境の整備、車いす駐車場等の適正利用及び身体障害者補助犬法等の周知啓発を推進します。

具体的施策	車いす使用者用駐車場等の適正利用の促進																											
3-(7)-②-1																												
担当課(室)	地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○車いす使用者用駐車区画に障害のない人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、市民や事業者への啓発を行うとともに、通常の「車いす使用者用駐車区画」に加え、その他の配慮を必要とする人のための「ゆずりあい駐車区画」の両方(ダブルスペース)の設置を大阪府と連携して推進します。</p> <p>○「障害者福祉のしおり」に、「ゆずりあい駐車区画」制度の説明を記載し、手帳交付者に対して制度の周知を行います。</p>																											
活動指標 59	<p>○市有施設における「ゆずりあい駐車区画」設置か所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	4	4	4	4	4	4	4
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
4	4	4	4	4	4	4																						

【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度※】

<p><b>車いす使用者用駐車区画</b></p> <p>自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、通常より幅の広いスペースです。</p> 	<p><b>ゆずりあい駐車区画</b></p> <p>移動の負担を少なくするため、施設の出入り口付近に設置された通常幅の駐車スペースです。</p> 
<p>車いすを常時使用する身体障害のある人、要介護高齢者等が対象。車いす使用者用駐車区画に駐車できない場合は、ゆずりあい駐車区画に駐車することができます。</p> 	<p>移動に配慮が必要な障害のある人、難病患者、妊産婦等が対象。ゆずりあい駐車区画に駐車できない場合は、車いす使用者用駐車区画に駐車できますが、施設入口付近の一般駐車区画の利用にも努めてください。</p> 


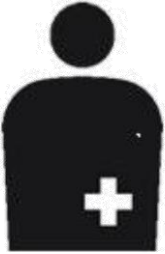


<p>具体的施策 3-(7)-②-2</p>	<p>身体障害者補助犬法の周知啓発</p>																										
<p>担当課(室)</p>	<p>地域共生推進課</p>																										
<p>具体的施策の内容</p>	<p>○身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬（盲導犬※、介助犬※、聴導犬※）を同伴しての利用が円滑に進むよう、様々な機会を通じて法律の周知等に努めます。</p>																										
<p>活動指標 60</p>	<p>○身体障害者補助犬法の啓発活動事例回数</p> <table border="1" data-bbox="453 1400 1402 1563"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>						実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2	2	3	3	3	4	4
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																					
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																					
2	2	3	3	3	4	4																					

具体的施策	コミュニティバスの充実化						
3-(7)-②-3							
担当課(室)	道路公園課						
具体的施策の内容	<p>○コミュニティバスについて、平成 22 (2010) 年7月にリフト付きバスから低床バスへの切り替えを行いました。引き続き障害のある人や高齢者、子育て世帯の方など、誰もが利用しやすいものとなるように努めます。</p> <p>○障害のある人等が乗り降りしやすいように、停留所における段差解消など、利用者環境の向上をめざします。</p> <p>○平成 27 (2015) 年 10 月からの運賃無料化により利用者が増加したため、座席の譲りあいについて車内放送をしており、障害のある人や高齢者等が安心して利用できる車内環境づくりに努めます。</p> <p>○令和元(2020)年5月より、いずみさの・たじりコミュニティバス(たじりっちバス)を運行開始し、平日運行の4コース、日曜日・祝日運行の観光周遊2コース、全6コースの車内において、安心して乗車いただけるように新型コロナウイルス感染防止対策を講じています。</p>						
活動指標 61	○ノンステップバスの導入台数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	4	4	4	4	4	4	4

具体的施策	障害のある人に関するマークの普及・啓発						
3-(7)-②-4							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	○国際シンボルマーク等の普及・啓発を行うことにより、外出した際の周囲の方の配慮を促し、安心して外出できるような環境づくりをめざします。						
活動指標 62	○ヘルプマークの配布個数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	254	251	324	340	360	380	400

【障害のある人に関するマークの例】

	<p>【障害のある人のための国際シンボルマーク】</p> <p>障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたものです。 特に車いすを利用する人に限定して使用されるものではありません。</p>
	<p>【身体障害者※標識】</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p>【聴覚障害者標識】</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p>【視覚障害のある人のための国際シンボルマーク】</p> <p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p>【耳マーク】</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いします。</p>

	<p><b>【ほじょ犬マーク】</b></p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけたりした場合は、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p><b>【オストメイトマーク】</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p><b>【ハート・プラス マーク】</b></p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p><b>【ヘルプ マーク】</b></p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々を表しています。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>

(7) ③情報アクセシビリティ

○障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

具体的施策	行政情報の提供におけるアクセシビリティの向上						
3-(7)-③-1							
担当課(室)	自治振興課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○ホームページにおいて、障害のある人が閲覧しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの観点からページの改善を継続的に行い、更なるアクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>○視覚障害のある人への支援について、市報の点字版及び音声版並びに制度改正時等の点字版・音声版パンフレット等の提供を行います。</p>						
活動指標 63	○点字市報・声の市報等視覚障害者向け情報ツールの作成件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	2	4	2	2	4	2	2
具体的施策	聴覚障害のある人、難聴・中途失聴者、盲ろう者に対する情報提供の充実						
3-(7)-③-2							
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	<p>○令和4年12月に施行された、泉佐野市手話言語条例第3条に規定する施策の着実な推進と、市民および事業者への基本理念の浸透に努めます。</p> <p>○視覚障害のある人への情報提供活動の充実を図るため、基礎的な点訳の技術を有する人材を育成します。また、社会福祉協議会を通じて朗読ボランティア等を育成します。</p> <p>○聴覚に障害があり、かつ手話等でも意思疎通を図ることに支障がある人に対して、要約筆記によるコミュニケーションの支援を行うため、要約筆記者の派遣を行います。</p> <p>○「泉佐野市軽度難聴児補聴器交付事業」により、身体障害者手帳に該当しない軽度の難聴児の保護者に対して補聴器購入費用の一部を助成し、難聴児への療育を支援します。また、府立情報コミュニケーションセンター等関係機関と連携すること等により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療につなげるよう努めます。</p> <p>○視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、大阪府が実施する「盲ろう者通訳・介助者養成研修事業」について市報にて周知し、盲ろう者のニーズを把握して「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」の利用につなげるよう努めます。</p>						
活動指標 64	○手話通訳者派遣事業の実利用人数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	15	29	17	18	19	20	21



## 現状と課題

国においては、平成 26（2014）年 4 月に施行された災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられたほか、令和 3（2021）年 5 月の改正施行では、個別避難計画について、市町村での作成が努力義務となりました。

本市においては、障害のある人を含めた要配慮者の災害時の避難支援について定めた「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を策定し、平成 26（2014）年 4 月から運用を開始しました。更に、「避難行動要支援者名簿」を作成するため、「地域の絆づくり登録制度」を実施し、平成 26（2014）年 8 月から登録の受付を開始しました。令和 4（2022）年度には、地域の絆づくり登録制度同意登録者数は 3,126 人、避難行動支援活動にかかる協定書締結団体数は 52 団体、また福祉避難所の指定箇所数も 22 箇所と、取組が広がっています。一方で、地域の絆づくり登録制度同意登録者のうち、個別計画の作成割合は 1 割未満にとどまっており、一人ひとりの状況に応じた支援体制の整備が今後の課題となっています。

令和 6（2024）年元旦に発生した能登半島地震において、ライフラインの断絶等により福祉避難所が機能せず、常時介護の必要な障害者・高齢者の行先がない状況に陥りました。このことから、市町村単独での体制づくりには限界があり、広域的な避難体制づくりの必要性がクローズアップされました。

## ニーズ調査結果より

- 災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難できると思うかどうかについては、「ひとりでは避難できないと思う」が 30.6%となっています。
- 「地域の絆づくり登録制度（避難行動要支援者登録制度）」を知っているかについては、「言葉も内容も知らない」が 67.6%（前回 66.2%）と最も多くなっています。「福祉避難所」についても「どういうものかも、場所も知らない」が 74.6%となっており、引き続き制度の周知が求められます。
- 災害などが起きたときに支援してほしいことについては、全体では「必要な治療や薬を確保してほしい」が 43.4%で最も多く、次いで「災害情報を知らせてほしい」が 33.5%となっています。

## 成果目標 8

項目	前回	中間	最終年度
	R 2 年度	R 5 年度	R 8 年度
①防災・防犯対策の充実についての当事者の満足度	58%	61%	60%

## 分野の方向性

### (8) ①防災対策の推進

○大規模な災害発生時に、障害のある人が円滑に避難でき、心身共に安心して避難生活が送れるように支援します。とりわけ、知的障害のある人や、精神障害のある人が落ち着ける環境を工夫するなど、様々な障害特性や配慮事項についての啓発を進めます。

具体的施策	地域の絆づくり登録制度の周知・避難行動要支援者名簿の作成																											
3-(8)-①-1																												
担当課(室)	危機管理課 地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○個人情報の保護に留意した要支援者名簿を作成し、障害のある人をはじめとした災害時に支援を要する人（避難行動要支援者）の把握に努めます。</p> <p>○地域の絆づくり登録制度について、要配慮者に向けて制度内容の周知・理解を促し、要支援者名簿登録者数の増加に努めます。</p> <p>○登録の促進については窓口での継続した案内のほか、ケアマネジャーを通じた案内を行うなど、より効果的なアプローチ方法の検討を進め、同意登録につなげるとともに、広報や機関誌等への掲載を働きかけ、市民に対しても制度周知を図ります。</p>																											
活動指標 65	<p>○要支援者の登録人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,697</td> <td>3,124</td> <td>3,115</td> <td>3,050</td> <td>3,100</td> <td>3,150</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2,697	3,124	3,115	3,050	3,100	3,150	3,200
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
2,697	3,124	3,115	3,050	3,100	3,150	3,200																						

具体的施策	避難行動要支援者個別計画の作成																											
3-(8)-①-2																												
担当課(室)	危機管理課 地域共生推進課																											
具体的施策の内容	<p>○地域の絆づくり登録制度に登録し同意のあった要支援者について、地域の支援団体やコミュニティソーシャルワーカー※（CSW）等と協力し、障害のある人それぞれの状況を踏まえて、個々の避難計画である「避難行動要支援者個別計画」の作成を進め、災害時に備えた日頃からの支援体制を構築します。</p> <p>○地域の支援団体数の増加に向け、引き続き地域への働きかけを行うとともに、訓練などを通して団体の取組支援を強化します。</p> <p>○避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、障害のある人をはじめとした避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における福祉サービスや医療的ケアの継続などの支援体制を整備・促進します。</p>																											
活動指標 66	<p>○個別計画作成率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>中間年度</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9.7</td> <td>7.9</td> <td>7.9</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>							実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	9.7	7.9	7.9	22	25	28	31
実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度																						
R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
9.7	7.9	7.9	22	25	28	31																						

具体的施策	福祉避難所（二次的な避難施設）の指定の促進						
3-(8)-①-3							
担当課(室)	危機管理課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	○障害のある人を含む避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、防災部局と福祉部局で連携協力体制をとり、民間社会福祉施設等における指定を働きかけます。						
活動指標 67	○福祉避難所の協定締結施設数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	18	17	17	18	18	18	18

具体的施策	災害発生後の福祉・医療サービス継続提供のための広域的なネットワークの形成						
3-(8)-①-4							
担当課(室)	健康推進課 危機管理課						
具体的施策の内容	○災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進します。 ○福祉・医療サービスを継続的に提供するために、泉佐野保健所を中心として保健所管内3市3町の広域的なネットワークで取組を進めます。						
活動指標 68	○泉佐野保健所主催危機管理会議への出席回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	4	5	4	4	4	4	4

具体的施策	防災知識の普及・啓発						
3-(8)-①-5							
担当課(室)	危機管理課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	○「市民防災の日」に大防災訓練を開催し、地域住民が参加しやすいメニューの充実を図るとともに、災害時の心構え等を広く周知し自助・共助の意識を醸成し公助とのバランスのとれた総合的な防災体制と市民一人ひとりへきめ細やかな防災知識の普及・啓発を行います。 ○災害時において、その機能が十分に発揮されるよう、ヘルプマークの普及・啓発に取り組みます。また、障害当事者団体と連携し、ヘルプマークを着用した大防災訓練及び草の根防災訓練への参加を勧奨し、防災訓練の機会を通じて、障害や障害特性の理解促進を図ります。						
活動指標 69	○大防災訓練の実施回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	1	1	1	1	1	1

(8) ②防犯対策等の推進

○安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域防犯力の更なる向上に取り組むとともに、緊急時における110番通報手段をわかりやすく広報するなど、障害のある人の犯罪被害を防止する取組を行います。

具体的施策 3-(8)-②-1	緊急時における110番通報手段の広報						
担当課(室)	地域共生推進課						
具体的施策の内容	○聴覚や言語に障害のある人が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について、「障害者福祉のしおり」や市ホームページ等へ掲載し、必要とする方に向けて積極的に広報します。						
活動指標 70	○市報等での広報回数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	2	2	2	2	2	2	2

(8) ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

○消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

具体的施策 3-(8)-③-1	家計管理支援と消費者トラブル等の防止						
担当課(室)	まちの活性課 地域共生推進課						
具体的施策の内容	○地域型包括支援センターと連携し、支援を必要とする人への家計管理等に関する相談を行い、地域における自立した生活を支援します。 ○消費トラブル等の防止に向けて、防犯に関する情報を、障害のある人やその家族等へ迅速に届ける体制づくりに取り組みます。市報に毎月「消費生活センターだより」を掲載するとともに、市内の店舗や関係機関等に消費者啓発用パンフレットを設置します。						
活動指標 71	○包括支援センターにおける家計・経済に関する相談件数						
	実績	実績	実績	中間年度	4年目	5年目	最終年度
	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	488	989	1,302	540	560	580	600

# 第 5 章 第 7 期障害福祉計画

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるよう、国や府の定める基本指針に基づく成果目標、具体的なサービスの見込量について定めるものです。

## 1 成果目標

令和 8（2026）年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の通りに成果目標を設定します。

### 成果目標 1

#### 施設入所者の地域生活への移行

国の  
基本指針

- 地域移行者数：令和 4（2022）年度末施設入所者の 6%以上とする
- 施設入所者数：令和 4（2022）年度末の 5%以上削減する

府の  
考え方

- 国の基本指針に沿った目標設定とするが、施設入所者数については、令和 4 年度末時点から 1.7%以上削減とする

## ▶▶▶ 目標設定の考え方

### ○施設入所者の地域生活への移行者数

地域生活への移行を進める観点から、令和 4（2022）年度末時点の施設入所者数 70 人のうち、6%にあたる 5 人が、令和 8（2026）年度末までに、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう取り組みます。なお、第 6 期計画においては、令和 5（2023）年度末時点において目標 5 人に対し、令和 4（2022）年度までの実績が 3 人、未達成数 2 人となっています。

### ○施設入所者数の削減と令和 8（2026）年度末時点の施設入所者数

施設入所者の地域生活への移行にあわせて、令和 4（2022）年度末時点の施設入所者数 70 人のうち、1.7%にあたる 2 人分を削減し、令和 8（2026）年度末の施設入所者数を 68 人とすることを目標として、地域移行に必要な支援が総合的に受けられるよう取り組みます。なお、第 6 期計画においては、令和 5（2023）年度末時点において目標 66 人に対し、令和 4（2022）年度実績が 70 人、未達成数 4 人となっています。

○令和8（2026）年度末時点の目標値

【基準値】令和4（2022）年度末時点の施設入所者数：70人

項目	目標値	考え方
令和8（2026）年度までの施設入所者の地域生活への移行者数	5人	基準値の6%以上に設定 $70人 \times 6\% \div 5人$
令和8（2026）年度末時点の施設入所者数	68人	基準値から1.7%以上削減する $70人 \times 98.3\% \div 68人$
施設入所者の削減見込み	2人	令和8（2026）年度末までに減少させる数 $70人 - 68人 = 2人$

**成果目標2**

**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする</li> <li>●精神病床における1年以上長期入院患者数について、国が示した算定式に基づいて算出した人数を目標値として設定する</li> <li>●精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする</li> </ul>
府の考え方	●国の基本指針に沿った目標設定とするが、精神病床における1年以上長期入院患者数については、大阪府の実情に応じた目標設定とする

**目標設定の考え方**

○精神病床における1年以上長期入院患者数

国の基本指針とは異なる目標設定ですが、大阪府の基本的な考え方に基づき、大阪府における令和8（2026）年6月時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人以下とすることを目標とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を目標として設定します。

○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	目標値
精神病床における1年以上長期入院患者数 (令和元年6月30日時点で214人)	202人以下

### 成果目標 3

### 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする</li> <li>●各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</li> </ul>
府の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点等について、国の基本指針に沿った目標設定とする</li> <li>●強度行動障害者に関して、各市町村又は圏域において、強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施や、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施</li> </ul>

## ▶▶▶ 目標設定の考え方

#### ○地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証及び検討

未整備の市町村については引き続き第6期障害福祉計画期間中に整備することを目標としつつ、拠点等の整備後は支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、PDCAサイクルの視点で機能の充実を図っていくこととします。

#### ○強度行動障害を有する者への支援体制の整備

各市町村又は圏域において、強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施します。

#### ○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	1個所以上
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上
強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	有

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とする。</li> <li>●一般就労への移行者数について、就労移行支援事業については、一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とする</li> <li>●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする</li> <li>●就労定着支援事業利用者数は、令和3（2021）年度末時点の1.41倍とする</li> <li>●就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする</li> </ul>
<p>府の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般就労への移行者数、就労定着支援事業利用者数、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合については、大阪府全体では国の基本指針に沿った目標設定とする</li> <li>●一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を6割以上とする</li> <li>●大阪府独自の目標として、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設置することを目標とする</li> </ul>

## 目標設定の考え方

### ○福祉施設利用者の一般就労への移行者数

大阪府は国の基本指針を踏まえ、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを目標として設定しています。本市においても大阪府が示す目標を踏まえ、一般就労への移行についての目標値として設定します。

### ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とします。

### ○就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とします。また、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とします。



○また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることとします。

○令和 8（2026）年度末時点の目標値

項目		R4 年度実績	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業	7人	10人
	就労継続支援A型事業	3人	4人
	就労継続支援B型事業	3人	4人
	合計	13人	18人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所割合		—	6割以上
就労定着支援事業利用者数		9人	13人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所割合		事業所なし	2割5分以上
就労支援部会の設置		有	有

## 成果目標 5

### 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

府の  
考え方

●就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、令和3（2021）年度の工賃の平均額の実績よりも令和8（2026）年度の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定する

## 目標設定の考え方

○ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

大阪府では、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて、令和6年度から令和8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の目標額について、令和6年3月に設定予定です。市町村においては、就労継続支援B型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、各市町村において工賃平均額の目標値を設定することとしています。

本市においては、第6期計画において、令和5（2023）年度末時点における目標16,500円に対し、令和3（2021）年度実績が15,830円となっており、目標を下回っています。そのため、令和8年度時点の目標値についても、引き続き16,500円を設定します。

○令和 8（2026）年度末時点の目標値

項目	R3 年度実績	目標値
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	15,830円	16,500円

## 成果目標 6

### 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする</li> <li>●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うための協議会の体制を確保する</li> </ul>
府の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の基本指針に沿った目標設定とし、令和8（2026）年度までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする</li> <li>●国指針に沿った目標設定とし、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うための協議会の体制を確保することを基本とする</li> </ul>

## ▶▶▶ 目標設定の考え方

大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針に基づいて、令和8（2026）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保することとしています。また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

### ○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置	設置済
地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保	有
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び取組を行うために必要な協議会の体制確保	有

## 成果目標 7

### 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	●都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい
府の 考え方	●国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定 1) 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を実施。 2) 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討。 3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議。

## ▶▶▶ 目標設定の考え方

都道府県及び市町村職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組や、自立支援審査支払等システム等の利用により請求の過誤を無くすための取組、適正な運営を行っている事業所を確保する取組により、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うために設定します。

○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	目標値
指導監査担当課との必要な連携等を行うことができる体制の構築	構築済

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

#### ①訪問系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障害、精神障害のある人で、常に介護が必要な人に、自宅で入浴・排せつ・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする人に対して、行動するときの危険を回避する援助や外出時の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障害のある人の中で、四肢麻痺等のため介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。

#### ②訪問系サービス見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	身体	人分/月	138	144	147	150	153	156
		時間分/月	3,674	3,571	3,689	3,764	3,839	3,914
	知的	人分/月	100	106	108	110	112	114
		時間分/月	1,112	1,202	1,232	1,255	1,278	1,301
	障害児	人分/月	9	9	9	9	9	9
		時間分/月	180	171	156	156	156	156
	精神	人分/月	128	136	139	142	145	148
		時間分/月	1,670	1,881	1,822	1,862	1,901	1,940
	合計	人分/月	375	395	403	411	419	427
		時間分/月	6,636	6,825	6,899	7,037	7,174	7,311

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
重度訪問介護	身体	人分/月	6	6	7	8	9	10
		時間分/月	1,528	1,623	1,624	1,856	2,088	2,320
	知的	人分/月	1	1	1	1	1	1
		時間分/月	116	125	125	125	125	125
	精神	人分/月	0	0	0	0	0	0
		時間分/月	0	0	0	0	0	0
合計	人分/月	7	7	8	9	10	11	
時間分/月	1,644	1,748	1,749	1,981	2,213	2,445		
同行援護	身体	人分/月	29	30	31	32	33	34
		時間分/月	453	450	486	501	517	533
	障害児	人分/月	1	1	1	1	1	1
		時間分/月	7	8	8	8	8	8
	合計	人分/月	30	31	32	33	34	35
		時間分/月	460	458	494	509	525	541
行動援護	知的	人分/月	3	5	5	5	5	5
		時間分/月	76	138	154	154	154	154
	障害児	人分/月	1	0	0	0	0	0
		時間分/月	5	0	0	0	0	0
	精神	人分/月	0	0	0	0	0	0
		時間分/月	0	0	0	0	0	0
合計	人分/月	4	5	5	5	5	5	
時間分/月	81	138	154	154	154	154		
重度障害者等 包括支援	合計	人分/月	0	0	0	0	0	0
		時間分/月	0	0	0	0	0	0

## (2) 短期入所

### ①短期入所の概要

サービス名	サービスの概要
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

## ②短期入所見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所	身体	人分/月	10	9	9	9	9	9
		人日分/月	82	76	82	82	82	82
	知的	人分/月	21	20	21	22	23	24
		人日分/月	186	165	191	200	209	218
	障害児	人分/月	1	3	3	3	3	3
		人日分/月	2	9	8	8	8	8
	精神	人分/月	0	1	1	1	1	1
		人日分/月	0	14	10	10	10	10
	合計	人分/月	32	33	34	35	36	37
		人日分/月	270	264	291	300	309	318

## (3) 日中活動系サービス

### ①日中活動系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。
就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。
就労継続支援 A 型	事業者と雇用関係を結び、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B 型	事業者と雇用関係を結ばず、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
就労選択支援	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
療養介護	医療を必要とする障害のある人で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。

②日中活動系サービス見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	身体	人分/月	57	57	57	57	57	57
		人日分/月	1,166	1,143	1,166	1,166	1,166	1,166
	知的	人分/月	152	155	158	161	164	167
		人日分/月	3,044	3,093	3,187	3,248	3,308	3,369
	精神	人分/月	7	6	7	8	10	12
		人日分/月	89	74	89	101	126	152
合計	人分/月	216	218	222	226	231	236	
	人日分/月	4,299	4,310	4,442	4,515	4,600	4,687	
自立訓練 (機能訓練)	身体	人分/月	2	1	1	1	1	1
		人日分/月	23	7	14	20	20	20
	合計	人分/月	2	1	1	1	1	1
		人日分/月	23	7	14	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	知的	人分/月	6	10	11	12	13	14
		人日分/月	104	172	202	220	239	257
	精神	人分/月	8	8	9	10	11	12
		人日分/月	147	156	154	171	188	205
	合計	人分/月	16	19	21	22	24	26
		人日分/月	274	335	370	391	427	462
就労移行支援	身体	人分/月	2	2	2	2	2	2
		人日分/月	41	41	38	38	38	38
	知的	人分/月	11	12	13	14	15	16
		人日分/月	227	228	252	271	291	310
	精神	人分/月	14	14	15	16	17	18
		人日分/月	260	253	264	282	299	317
合計	人分/月	27	28	30	32	34	36	
	人日分/月	528	522	554	591	628	665	
就労継続支援 (A型)	身体	人分/月	9	9	9	9	9	9
		人日分/月	153	170	159	159	159	159
	知的	人分/月	16	15	16	17	18	19
		人日分/月	310	290	307	326	345	364
	精神	人分/月	33	34	36	38	40	42
		人日分/月	547	609	606	640	674	708
合計	人分/月	58	58	61	64	67	70	
	人日分/月	1,010	1,069	1,072	1,125	1,178	1,231	

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労継続支援 (B型)	身体	人分/月	27	38	40	42	44	46
		人日分/月	477	635	716	752	788	823
	知的	人分/月	173	175	184	193	203	213
		人日分/月	3,393	3,387	3,586	3,762	3,956	4,151
	精神	人分/月	125	163	171	180	189	198
		人日分/月	2,023	2,550	2,690	2,831	2,973	3,114
	合計	人分/月	325	376	395	415	436	457
		人日分/月	5,893	6,572	6,992	7,345	7,717	8,088
就労定着支援	身体	人分/月	0	2	2	2	2	2
	知的	人分/月	0	2	2	2	3	3
	精神	人分/月	0	4	4	5	5	6
	合計	人分/月	0	8	8	9	10	11
就労選択支援	身体	人分/月	—	—	—	—	0	0
	知的	人分/月	—	—	—	—	0	1
	精神	人分/月	—	—	—	—	0	0
	合計	人分/月	—	—	—	—	0	1
療養介護	身体	人分/月	14	14	14	15	15	15
	合計	人分/月	14	14	14	15	15	15

#### (4) 居住系サービス

##### ① 居住系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
共同生活援助	障害のある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。



②居住系サービス見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
共同生活援助	身体	人分/月	16	17	18	19	20	21
	知的	人分/月	94	105	110	116	122	128
	精神	人分/月	30	38	40	42	44	46
	合計	人分/月	140	160	168	177	186	195
施設入所支援	身体	人分/月	21	19	19	19	19	19
	知的	人分/月	49	49	48	47	46	45
	精神	人分/月	1	0	0	0	0	0
	合計	人分/月	71	68	67	66	65	64
自立生活援助	身体	人分/月	0	0	0	0	0	0
	知的	人分/月	0	0	0	0	0	0
	精神	人分/月	0	0	0	0	0	0
	合計	人分/月	0	0	0	0	0	0

		実績値		実績見込	見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の設置	有無	無	無	有	有	有	有
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	0
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	回/年	1	1	1	1	1	1

(5) 相談支援

①相談支援の概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組みあわせを検討し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。
地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。

②相談支援見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	身体	人分/月	36	40	41	42	43	44
	知的	人分/月	99	107	109	111	113	115
	障害児	人分/月	0	0	0	0	0	0
	精神	人分/月	73	86	88	90	92	94
	合計	人分/月	208	233	238	243	248	253
地域移行支援	身体	人分/月	0	0	0	0	0	0
	知的	人分/月	0	0	0	0	0	0
	精神	人分/月	0	0	0	1	1	1
	合計	人分/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	身体	人分/月	0	0	0	0	0	0
	知的	人分/月	0	0	0	0	0	0
	精神	人分/月	0	0	0	1	1	1
	合計	人分/月	0	0	0	1	1	1

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援についての取組に関する活動指標の見込量を、以下の通り設定します。

		実績値		実績見込	見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
ペアレント・トレーニングや ペアレントプログラム等の支 援プログラム等の受講者数 (保護者)	人/年	8	10	10	10	10	10
ペアレント・トレーニングや ペアレントプログラム等の支 援プログラム等の受講者数 (支援者)	人/年				5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加 人数	人/年	0	0	0	0	0	0

## (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に関する活動指標の見込量を、以下の通り設定します。また、協議の場における目標を「精神障害者の地域生活を包括的に支援するための体制について検討します。」と設定します。

			実績値		実績見込	見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回/年	0	0	3	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	0	0	3	3	3	3
	医療	人/年	0	0	5	3	3	3
	福祉	人/年	0	0	1	3	3	3
	介護	人/年	0	0	0	1	1	1
	当事者	人/年	0	0	0	0	0	0
	家族	人/年	0	0	0	0	0	0
	その他	人/年	0	0	0	0	0	0
	合計	人/年	0	0	9	10	10	10
評価の実施回数		回/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域移行支援		人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援		人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助		人/月	30	38	40	42	44	46
精神障害者の自立生活援助		人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）		人/月	8	8	9	10	11	12

## (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組に関する活動指標の見込量を、以下の通り設定します。

		実績値		実績見込	見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの有無	有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導	回/年	49	69	55	55	60	65
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	回/年	0	1	1	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	3	3	3	4	4	4
個別事例の支援内容の検証 (地域ケア会議報告件数)	回/年	—	—	4	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	—	—	2	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	回/年	—	—	1	1	1	1
	社/年	—	—	10	10	10	10
協議会の専門部会の設置	設置数	—	—	3	3	3	3
	回/年	—	—	8	10	10	10

## (9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する活動指標の見込量を、以下の通り設定します。

		実績値		実績見込	見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害福祉サービス等に係る各種研修	人/年	5	3	4	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	有無	無	無	無	無	無	有
	回/年	0	0	0	0	0	1
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	有	有	有	有	有	有
	回/年	1	1	1	1	1	1

### 3 地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 必須事業

##### ① 必須事業の概要

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援する事業です。
障害者相談支援事業	障害のある人やその家族等からの相談や必要な情報の提供等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整に関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障害のため意思の伝達に支援が必要な方について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付します。

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術の修得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。
移動支援事業	障害のある人が円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

②必須事業見込量

		実績値		実績見込	サービス見込量			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
理解促進事業・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居支援事業	有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	人分/年	5	3	4	4	4	5	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	258	288	280	280	280	280
		時間/年	643	789	786	786	786	786
	要約筆記者派遣事業	件/年	2	3	3	3	3	3
		時間/年	11	17	19	19	19	19
手話通訳者設置事業	人分/年	1	1	1	1	1	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	12	6	9	9	9	9
	自立生活支援用具	件/年	31	20	30	30	30	30
	在宅療養等支援用具	件/年	25	17	20	20	20	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年	36	51	34	34	34	34
	排泄管理支援用具	件/年	2,410	2,393	2,396	2,396	2,396	2,396
	居宅生活動作用具	件/年	2	3	3	3	3	3
	合計	件/年	2,516	2,490	2,492	2,492	2,492	2,492
手話奉仕員養成研修事業	人分/年	8	14	20	20	20	20	

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	身体	人分/年	68	73	75	78	81	85
		時間分/年	5,760	7,538	7,795	8,185	8,594	9,023
	知的	人分/年	153	156	163	170	178	186
		時間分/年	23,466	21,223	21,949	23,047	24,199	25,408
	障害児	人分/年	11	11	11	11	11	11
		時間分/年	732	794	820	862	905	950
	精神	人分/年	70	81	84	88	92	96
		時間分/年	6,079	6,177	6,388	6,708	7,043	7,395
	合計	人分/年	302	321	333	347	362	378
		時間分/年	36,037	35,732	36,952	38,802	40,741	42,776
地域活動支援センター事業	I型	か所	1	1	1	1	1	1
		人分/年	108	112	120	120	120	120

## (2) 任意事業

### ①任意事業の概要

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス	在宅の重度身体障害者に、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とし、登録事業者が移動入浴車でご家庭に訪問し、入浴の援助を行います。平成29年4月より開始。
日中一時支援	日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流を図ります。
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障害のある人及び養護者への適切な支援を行うため、障害者虐待防止に対する啓発普及、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

### ②任意事業見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
日常生活支援	訪問入浴サービス	人回/年	380	486	473	496	520	546
	日中一時支援	人回/年	3,314	3,914	5,289	5,553	5,830	6,121
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回数/年	96	54	96	96	96	96
	点字・声の広報等発行	回数/年	24	24	24	26	24	24
	奉仕員養成研修	人分/年	2	1	2	3	4	5
権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援	有無	有	有	有	有	有	有



# 第 6 章 第 3 期障害児福祉計画

障害児福祉計画は、障害児通所支援及び相談支援等について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供するための体制確保が総合的かつ計画的に行えるよう、国や府の定める基本指針に基づく成果目標、具体的なサービスの見込量について定めるものです。

## 1 成果目標

令和 8（2026）年度を目標年度とする障害児福祉計画において、必要な障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、以下の通りに成果目標を設定します。

### 成果目標 1

#### 重層的な地域支援体制の構築をめざすための 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する</li><li>●各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</li></ul>
府の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>●国の基本指針に沿った目標設定とする</li><li>●国の基本指針と同様、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</li></ul>

## 目標設定の考え方

国の基本指針及び大阪府の考え方は、令和 8（2026）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置すること、また、すべての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

本市では、令和 2（2020）年 4 月に児童発達支援センターを設置し、また、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を利用できる体制を整備したことにより目標は達成してはいますが、今後は、児童発達支援センターを障害児支援の中核的な施設として、重層的な地域支援体制を構築します。

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（体制の有無）	有

## 成果目標 2

### 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
府の考え方	●国の基本指針に沿った目標設定とし、各市町村の重症心身障害児数に応じて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することを基本とする

## 目標設定の考え方

大阪府は国の基本指針に沿った目標を設定することを基本的な考え方で示しています。本市においても、府の目標と同様の考え方で目標を設定します。

○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	R4 年度実績	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 か所	3 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	1 か所

## 成果目標 3

### 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	●保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する ●医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
府の考え方	●国の基本指針に沿った目標設定とする ●国の基本指針に沿った目標設定とし、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて配置する



## 目標設定の考え方

国の基本指針及び大阪府の考え方は、令和8（2026）年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市では、平成29（2017）年度から保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等で構成する「要保護児童対策地域協議会」を協議の場として位置付け、また、医療的ケア児等コーディネーターとして福祉関係1名、医療関係1名を配置しています。

今後は、令和8（2026）年度末までに福祉関係で2名、医療関係で3名の医療的ケア児コーディネーターの配置を目指し、支援体制の強化を図ります。

### ○令和8（2026）年度末時点の目標値

項目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児等コーディネーターを配置	福祉関係2名 医療関係3名

## 2 障害児福祉サービスの見込量

### (1) 障害児支援

#### ①障害児支援の概要

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障害のある児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。令和6年4月1日より児童発達支援と統合されます。
放課後等デイサービス	在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行います。
障害児相談支援	サービスを利用する障害のある子どもに、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関連分野の支援を調整します。

## ②障害児支援の見込量

			実績値		実績見込	サービス見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人分/月		101	117	119	121	123	125
	人日分/月		1,052	1,110	1,202	1,222	1,242	1,263
放課後等デイサービス	人分/月		339	361	368	375	383	391
	人日分/月		3,042	3,107	3,319	3,382	3,454	3,526
保育所等訪問支援	人分/月		9	16	16	16	16	16
	回/月		0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分/月		1	2	2	2	2	2
	回/月		0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分/月		48	46	48	50	52	54
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	福祉関係	人分	1	1	1	2	2	2
	医療関係	人分	1	1	1	3	3	3

### 3 子ども・子育て支援事業計画との連携

障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、障害のある子どもにかかる子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があります。そのため、障害児福祉計画は、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について定める「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ることが求められています。

本市の子育て施策における方向性を示す計画である「いずみさのこども未来総合計画」と整合を図りながら、障害のある子どもの発育を支えるサービスの提供体制を確保してまいります。

## 資料編

### 1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る進捗状況

#### (1) 第6期障害福祉計画の成果目標の進捗状況

##### 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

項目	現状	目標	目標値の考え方
令和5(2023)年度までの施設入所者の地域生活への移行者数	3人	5人	R元年度末時点の施設入所者数の6%以上に設定 $67人 \times 6\% = 5人$
令和5(2023)年度末時点の施設入所者数	67人	66人	R元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する $67人 \times 98.4\% = 66人$
施設入所者の削減見込み	-2人	1人	令和5(2023)年度末までに減少させる数 $67人 - 66人 = 1人$

※現状値は令和4年度末時点（以下同様）

##### 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	現状	目標
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	不明	316日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	208人	203人以下
精神病床における早期退院率	不明	入院後3か月時点：69%以上 入院後6か月時点：86%以上 入院後1年時点：92%以上

##### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	現状	目標	目標値の考え方
地域生活支援拠点等の整備	未整備	1箇所以上	地域生活支援拠点等について、令和5(2023)年度までに整備することを目標とする
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	未実施	年1回以上	地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とする

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	現状	目標	目標値の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	14人	28人	令和元（2019）年度実績から1.27倍増加させる 19人×1.27≒28人
福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援を利用した者の割合	6割	7割以上	国・府の基本指針に沿って設定
就労定着率8割以上の事業所の割合	-	7割以上	国・府の基本指針に沿って設定

成果目標5 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

項目	現状	目標	目標値の考え方
令和5年度中の就労継続支援（B型）事業等の平均工賃額	16,162円	16,500円	本市の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は令和元（2019）年度で16,226円となっており、府の示す目標値を上回っていたため、令和5（2023）年度の目標については、本市の現状値を基準として目標値を設定

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

項目	現状	目標	目標値の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	令和5（2023）年度までに基幹相談支援センターを設置することが目標となっているが、本市はすでに設置済

成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	現状	目標	目標値の考え方
指導監査担当課との必要な連携等を行うことができる体制の構築	構築済	構築済	国・府の基本指針に沿って設定

## (2) 第2期障害児福祉計画の成果目標の進捗状況

成果目標1 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施

項目	現状	目標	目標値の考え方
児童発達支援センターの設置	設置済	設置済	児童発達支援センターは設置済であり、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を利用できる体制も整備済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	

成果目標2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	現状	目標	目標値の考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2箇所	3箇所	府の示す目標値を本市の重症心身障害児数で按分した値を目標値として設定
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所	府の示す目標値を本市の重症心身障害児数で按分した値を目標値として設定

成果目標3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	現状	目標	目標値の考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	本市では「要保護児童対策地域協議会」が協議の場として該当しているため、設置済
医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係者1名、医療関係者1名を配置	福祉 1名 医療 1名	福祉 1名 医療 1名	福祉関係の医療的ケア児コーディネーターは配置済。今後は医療関係のコーディネーターを配置することを目標として設定。



## 2 泉佐野市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日

泉佐野市条例第 5 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、泉佐野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日泉佐野市条例第 33 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)第 2 条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 19 日泉佐野市条例第 24 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 26 日泉佐野市条例第 1 号) 抄

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条中泉佐野市障害者施策推進協議会条例第 2 条の改正規定 令和 3 年 5 月 1 日

## 4 「障害」の表記について

本市では、第2次障害者計画（平成21（2009）年2月）及び第3次障害者計画等（平成27（2015）年3月）を策定する際、障害者施策推進協議会におきまして「障害」の表記について、どうあるべきか検討いただきました。

議論の中では、「『障がい』の表記の方が人道的立場から望ましいのではないか」という意見がありましたが、当事者委員からは、「当事者よりも、むしろ周りの人の方が、『障害者』という言葉で“害のある人たち”のイメージで受け止めて、表記に敏感になっているように思う」、「字のイメージで捉えがちだが、あえて『障害』の表記を使うことによって、このような議論が交わされ、問題提起することができる」、「当事者にとっては、この社会での生きづらさという障害がある」などの意見をいただきました。

また、「『害』ではなく『がい』と表記することによって、大変重要なことを曖昧にしまうのではないか」という意見がありました。障害のある人は、決して害を及ぼすおそれのある人なのではなく、社会の中で生きて行く上で様々な「障害」や困難を抱えている人なのです。つまり、「社会環境の中にこそ様々な障害がある」ということを、「がい」とひらがな表記することにより曖昧にしまうのではないかという理由からです。

様々な意見が交わされましたが、「障害」という言葉をどう捉えどう発信していくのが大切であり、何よりも「当事者の声を尊重していくことが一番大切である」との視点から、本市の障害者計画等においては、これまで通り「障害」という表記を使用することが妥当との結論を障害者施策推進協議会からいただきました。

その後国の議論を注視していましたが、平成22年度に行われた議論から進んでおらず、その後の動向としては、日本放送協会における放送用語委員会（令和元年11月22日第1441回）において、13の障害者（当事者）団体へのアンケートを行ったところ、12団体が「障害」、2団体が「障がい」の表記を使っているとのことでした。以上のような状況から、本計画でも引き続き、「障害」という表記を使用しています。

また、人を表す言葉としては、「障害のある人」と表記し、法律や団体、イベント等の名称の場合は、「障害者」と表記しています。

## 5 本文中の用語について

### 【あ】

#### ◎アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

### 【い】

#### ◎育成医療

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる、生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、平成18（2006）年4月から、自立支援医療の一種として位置付けられた。

#### ◎一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障害者就労施設等での福祉的就労との対比で使われる。

#### ◎一般相談支援

基本相談支援に加え、障害者支援施設や病院等に入所・入院している人への地域生活へ移行するための支援。また、居宅において単身で生活している人等の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。

#### ◎医療的ケア

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で、医療的な介護行為のこと。具体的には、たん吸引（口腔、気管など）、経管栄養（鼻の管等からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）などが該当する。

#### ◎インクルーシブ教育システム

(inclusive education system 障害者権利条約署名時仮訳：包容する教育制度)

障害者権利条約第24条において、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされている。

### 【え】

#### ◎SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

## ◎NPO法人

「NPO」とは、Non-Profit Organization（非営利組織）の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体。

## 【お】

### ◎大阪府障がい者差別解消条例（大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例）

障害者差別解消法の制定を受け、大阪府における障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の府提供）の解消のための相談と解決の仕組み等について定めた条例。

### ◎大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

大阪府では、「車いす使用者用駐車区画」と、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方のための駐車スペース（「ゆずりあい駐車区画」）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組を進めてきた。

平成26（2014）年2月からの大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の導入は、ダブルスペースの整備と併せて、知事が利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車の新なる抑制をめざすもの。

## 【か】

### ◎介助犬

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬と共に、補助犬と呼ばれる。

## 【き】

### ◎基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う。市町村またはその委託を受けた者が設置することができる。本市においては、様々な障害に対応した相談支援のワンストップの総合相談窓口であり、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所へ適切につなぐスクリーニング機能、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所では対応が困難な事例への後方支援機能、障害者虐待防止センター機能、自立支援協議会事務局機能などを併せ持ち、地域の相談支援事業者への助言及び人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組、特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画等の評価などのサービス適正化、障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発及び地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートなどを行う。

### ◎共生型サービス

高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に創設されたサービス。対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等。また、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。（※逆も同様）

### ◎共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、数人の障害のある人が共同生活を営み、近隣（又は同居）の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助の提供を行う。

### ◎居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児など重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行うこと。

## 【く】

### ◎国の基本指針

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国から示される。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

## 【け】

### ◎ケアマネジメント

要援護者やその家族が持つ複数のニーズと保健・医療・福祉など様々な社会資源とを結び付け、関係機関等の専門職間の連絡・調整を行うこと。

### ◎計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行うこと。

### ◎権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズの表明等を行うこと。

## 【こ】

### ◎高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる状態をさし、器質性精神障害として位置付けられている。

### ◎更生医療

身体障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図ることを目的として行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、平成18（2006）年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置付けられた。

### ◎行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスのこと。

### ◎合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度の負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など。

### ◎高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害のある人等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー新法」とも呼ばれる。

### ◎コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を必要とする人に結び付けるなど、要援護者の課題を解決するために支援（コミュニティソーシャルワーク）を行う者。

## 【さ】

### ◎サービス等利用計画

サービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するもので、計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）、解決すべき課題、支援目標、利用するサービスなどが記載される。

## 【し】

### ◎支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。法律では「特別支援学級」と称され、大阪府では「支援学級」と呼ばれる。

### ◎支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者等に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。法律では「特別支援学校」と称され、大阪府では「支援学校」と呼ばれる。

### ◎支援教育コーディネーター

支援を必要とする児童生徒の教育の推進について、校内での支援体制づくりや関係者・関係機関との連絡・調整等について、専門的な役割を担う職員。

### ◎児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。施設の有する専門機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族からの相談（障害児相談支援）、障害のある子どもを預かる施設を訪問しての援助・助言（保育所等訪問支援）を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。おおむね人口10万人規模に1か所以上が望ましいとされる。

### ◎市民後見人

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

### ◎社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄。社会における事物（通行、利用しにくい施設）、制度（利用しにくい制度）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習）、観念（障害のある人への偏見）など。



#### ◎社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法 109 条に位置付けられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされている。

#### ◎住宅セーフティネット法

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを育成する家庭等）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

#### ◎重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人等、その介護の必要の程度が著しく高い人などに、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するもの。

#### ◎重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこと。

#### ◎就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

#### ◎就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型がある。

#### ◎就労定着支援

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行うこと。

#### ◎授産製品

障害者就労施設等において、作業訓練の一環として障害のある人が生産した製品のこと。

### ◎障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障害児支援利用計画の作成を行い、給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援のこと。

### ◎障害者基本計画

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される、障害者施策に関する基本的な計画。

### ◎障害者基本法

障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5（1993）年に「障害者基本法」として全面的に改正された。平成16（2004）年の一部改正では、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。また、平成23（2011）年の一部改正により、「障害者」の定義（発達障害等を含めて障害（機能障害）のみで捉えるのではなく、社会的障壁という社会との関係性において捉える）の見直しが行われたほか、地域社会における共生等が理念として盛り込まれた。

### ◎障害者虐待防止センター

平成24（2012）年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）第32条及び第33条に基づいて市町村に設置される。障害者虐待に関する通報・届出の受理及び相談等並びに広報啓発活動を担う。

### ◎障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法に基づき組織することができる協議会。障害福祉関係機関が障害者差別に関する相談事例等の情報の共有・協議を通じて、障害者差別解消のための取組を主体的に行う役割を担う。本市においては、自立支援協議会にこの協議会の機能を持たせ、差別解消のための取組について協議を行っている。

### ◎障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定された（施行は一部の附則を除き平成28（2016）年4月1日）。

#### ◎障害者施策推進協議会

市町村が障害者計画を策定又は変更する際に意見を聴くための機関。また、当該市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視することや障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理する。

#### ◎障害者就業・生活支援センター

障害のある人の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

#### ◎障害者トライアル雇用

ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として実施するもの。

#### ◎障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成 18（2006）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は平成 19（2007）年 9 月 28 日に署名をし、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准した。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

#### ◎障害者の雇用の促進等に関する法律

障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害のある人を雇用するように義務付けるなど、職業の安定を図るために様々な規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

#### ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わって、平成 25（2013）年 4 月 1 日から新たに施行された法律。

平成 30（2018）年 4 月からは、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢の障害のある人に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われたほか、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られた。

#### ◎障害者優先調達推進法

障害のある人の経済面の自立を進めるため、国及び地方公共団体等の公的機関が、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることを定めた法律。

### ◎小地域ネットワーク活動

小学校区ごとに設置されている地区福祉委員会が主体となり、地域の高齢者や障害のある人や児童、子育て中の親子等、自立生活を行う上で支援を必要とする人を対象に行う、地域住民による支えあい・助けあい活動のこと。

### ◎情報アクセシビリティ

パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害のある人を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

### ◎自立訓練

訓練等給付の対象者に対して、日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な訓練を行う。身体障害のある人を対象とする「機能訓練」と、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象とする「生活訓練」に分かれる。

### ◎自立支援協議会

障害のある人の地域における自立生活を支援していくため、当事者とその家族、関係機関、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が設置する。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

### ◎自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人について、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の生活力等を補う支援を行う。

### ◎身体障害者

身体の機能に障害がある人。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害がある 18 歳以上の人であり、身体障害者手帳の交付を受けた人。18 歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

### ◎身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、更に障害の部位（①視覚障害、②聴覚又は平衡機能障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤内部障害）により分けられる。

## 【せ】

### ◎生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。

### ◎精神障害者

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義をしている。

### ◎精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が社会復帰、自立、社会参加の推進を図ることを目的に交付されるもの。障害の程度により、重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受ける必要がある。

### ◎精神通院医療

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害のある人に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。以前は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、平成18（2006）年4月からは、自立支援医療の一種として位置付けられている。

### ◎成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

## 【そ】

### ◎相談支援専門員

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

## 【ち】

### ◎地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院（精神科以外の病院で精神科病室が設けられているものも含む）に入院している精神障害のある人に対して、住居の確保その他の地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与すること。

### ◎地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、高齢者、障害のある人、子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域社会。

### ◎地域生活支援拠点等

各地域内で地域移行支援の機能（地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入れ・対応機能の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うなどの機能）を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。

### ◎地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。事業内容によって市町村と都道府県が実施主体となって取り組むものがある。

### ◎地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与すること。

### ◎地域包括ケアシステム

障害や加齢、疾病を起因として生活に支援を要するようになっても、住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを、継続的・包括的に提供していくこと。介護保険においては、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。

### ◎知的障害者

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ◎聴導犬

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムや FAX 着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬と共に、補助犬と呼ばれる。

## 【て】

### ◎デージー図書

DAISY（Digital Accessible Information System）という規格を用いた、視覚障害のある人のためのデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。

## 【と】

### ◎同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、必要な援助を行うサービスのこと。

### ◎特定相談支援

基本相談支援に加え、障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、サービス等利用計画の作成を行い、支給決定後は、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援のこと。

### ◎特例子会社

企業が障害のある人の雇用を促進する目的でつくる子会社のこと。一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## 【な】

### ◎内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの。

### ◎難病

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のこと。平成 25（2013）年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、障害福祉サービスを受けることができるようになってきている。

## 【は】

### ◎発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされる。（発達障害者支援法第 2 条第 1 項）

### ◎発達障害者支援センター

発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的として、発達障害者支援法に基づき設置される専門的機関。

### ◎バリアフリー

高齢者や障害のある人にとっての、道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアを除去すること。

## 【ひ】

### ◎ピアサポート

障害のある人同士や、障害児の保護者同士など、支援を受ける人と同じ立場にある人が、自らの体験に基づき、相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援する活動。

### ◎PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」の順に実施していくプロセスのこと。業務を進めるにあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となる。

### ◎避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。本市では、「地域の絆づくり登録制度」として、障害のある人や医療的ケアが必要な人などを対象に、関係機関と相互の情報共有をすることにより、地域における日常からの見守り・声かけ活動や災害時の支援体制づくりを行うことをめざしている。

## 【ふ】

### ◎福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

### ◎福祉避難所

介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障のある人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

### ◎不当な差別的取扱い

障害があるということだけで、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為。障害があるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだからお店に入れないことなど。



## 【へ】

### ◎ペアレント・メンター

自閉症など発達障害のある子どもを育てた経験のある親であって、同じように発達障害の診断を受けた子どもを持つ親等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、助言を行う者。大阪府のペアレント・メンター事業では、市町村が実施する研修会等にペアレント・メンターを派遣し、子育てに関する経験談の紹介や、保護者目線での情報提供といった活動を通して、発達障害のある人の親等をサポートしている。

## 【ほ】

### ◎放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスのこと。

### ◎法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務付けられている、全従業員数における障害のある人の雇用の割合（「障害者雇用率」ともいう）。令和3（2021）年3月1日からは、法定雇用率が、民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%へと、それぞれ0.1ポイント引き上げられ、対象となる事業主の範囲が従業員45.5人以上から、43.5人以上へと広げられている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

### ◎ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性まひ、もしくは同程度の四肢重度機能障害のある人のために考案されたスポーツでパラリンピック正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

## 【も】

### ◎盲導犬

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白又は黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬と共に、補助犬と呼ばれる。

## 【ゆ】

### ◎ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

## 【ら】

### ◎ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、区分は様々である。

## 【り】

### ◎リハビリテーション

障害のある人が、社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

### ◎療育手帳

知的障害者（児）相談や援助が受けやすくなるよう、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して大阪府より交付される手帳。障害の程度として、A（重度）・B 1（中度）・B 2（軽度）の区分がある。

### ◎療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うこと。

## 【ろ】

### ◎ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

ロコモティブは、骨や関節、筋肉など体を動かす組織すべてをさす「運動器の」という意味。それら運動器の衰えが原因で、歩行や立ち座りなどの日常生活に支障をきたしている状態のことをロコモティブシンドロームという。（通称：ロコモ）